

名古屋市国際展示場第2展示館改築事業 要求水準書

令和7年3月
(令和7年5月9日修正)

名古屋市

目次

第1 総則	1
1 本要求水準書の位置づけ	1
2 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 対象となる公共施設等の名称及び種類	1
(3) 公共施設等の管理者	1
(4) 事業の背景及び目的	1
(5) 位置	2
(6) 事業の枠組み	3
(7) 業務内容	3
(8) 事業期間	4
(9) 事業スケジュール	4
(10) 費用負担	5
3 要求水準の変更	6
(1) 要求水準の変更事由	6
(2) 要求水準の変更手続き	6
4 要求水準書に記載のない事項等の協議	6
5 要求水準書の規定の取扱い	6
6 遵守すべき法令等	6
7 事業者に係る基本的事項	7
8 実施体制等	7
(1) 人員体制	7
(2) 共通事項	7
9 モニタリングの実施	8
10 セルフモニタリングの実施	8
11 各種申請及び手続等	8
12 保険の付保	8
第2 施設の機能及び性能に関する要求水準	9
1 敷地条件	9
(1) 敷地概要	9
(2) 既存施設概要	10
(3) 利用状況	10
(4) 既存インフラ整備状況	10
(5) 地盤等の状況	11
(6) アスベスト等の状況	12
2 新設施設等の要求水準	13
(1) 施設要件	13

(2) 基本要件	14
(3) 構造計画	19
(4) 維持管理・運営に配慮した施設計画	19
(5) 配置・動線計画	20
(6) 平面計画	21
(7) 外装及びデザイン計画	22
(8) 仕上計画	23
(9) 建具計画	24
(10) サイン計画	25
(11) 設備計画	26
(12) 外構計画	39
(13) 既存施設の改修	42
第3 統括管理業務に関する要求水準	44
1 総則	44
(1) 業務の概要	44
(2) 業務の区分	44
(3) 実施体制	44
(4) 報告事項	44
2 業務の要求水準	45
(1) 基本事項	45
(2) 統括管理技術者の要件・業務	45
第4 設計業務に関する要求水準	46
1 総則	46
(1) 業務の概要	46
(2) 業務の区分	46
(3) 業務期間	46
(4) 実施体制	46
(5) 報告事項	46
(6) 留意点	47
2 業務の要求水準	48
(1) 事前調査及びその関連業務	48
(2) 設計業務（基本設計・実施設計）	48
(3) 各種関係機関との調整業務	49
(4) セルフモニタリング業務	49
(5) 既存施設の稼働継続にあたっての検討業務	49
(6) 障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務	50
(7) その他設計業務において必要な業務	50
第5 建設業務に関する要求水準	51
1 総則	51

(1) 業務の概要.....	51
(2) 業務の区分.....	51
(3) 業務期間.....	51
(4) 実施体制.....	51
(5) 報告事項.....	51
(6) 留意点.....	53
2 業務の要求水準.....	54
(1) 建設業務着手前業務.....	54
(2) 建設業務及びその関連業務.....	55
(3) 完工後業務.....	58
(4) 什器・備品設備等設置業務.....	59
(5) 施設の引渡し業務.....	60
(6) 各種関係機関との調整業務.....	60
(7) セルフモニタリング業務.....	60
(8) その他建設業務において必要な業務.....	61
第6 浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務に関する要求水準.....	62
1 総則.....	62
(1) 業務の概要.....	62
(2) 業務の区分.....	62
(3) 業務期間.....	62
(4) 実施体制.....	62
(5) 報告事項.....	62
(6) 留意点.....	62
2 業務の要求水準.....	63
(1) 共通.....	63
(2) 浄化槽の新設業務.....	63
(3) 既存浄化槽の解体・撤去業務.....	64
第7 関連インフラの盛替え業務に関する要求水準.....	65
1 総則.....	65
(1) 業務の概要.....	65
(2) 業務の区分.....	65
(3) 業務期間.....	65
(4) 実施体制.....	65
(5) 報告事項.....	65
(6) 留意点.....	65
2 業務の要求水準.....	65
(1) 共通.....	65
(2) 電気設備.....	66
(3) ガス・消火設備.....	67
(4) 給水設備.....	68

(5) 汚水排水設備	68
(6) 熱源・雨水設備	68
第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準	70
1 総則	70
(1) 業務の概要	70
(2) 業務の区分	70
(3) 業務期間	70
(4) 実施体制	70
(5) 報告事項	70
(6) 留意点	72
2 業務の要求水準	74
(1) 解体・撤去に係る事前調査等及びその関連業務	74
(2) 解体・撤去に係る設計業務	74
(3) 解体・撤去に係る工事着手前業務	76
(4) 解体・撤去工事業務及びその関連業務	76
(5) 完工後業務	77
(6) 各種関係機関との調整業務	78
(7) セルフモニタリング業務	78
(8) その他解体・撤去等業務において必要な業務	79
第9 工事監理業務に関する要求水準	80
1 総則	80
(1) 業務の概要	80
(2) 業務の区分	80
(3) 業務期間	80
(4) 実施体制	80
(5) 報告事項	80
(6) 留意点	81
2 業務の要求水準	81
(1) 工事監理業務	81
(2) 工事監理状況の報告業務	82
(3) 各種関係機関との調整への協力業務	82
(4) セルフモニタリング業務	82
(5) その他工事監理業務において必要な業務	83

◆ 用語の定義

用語	定義
本書	本要求水準書をいう。
本事業	「名古屋市国際展示場第2展示館改築事業」をいう。
市	名古屋市をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と設計・工事請負契約を締結し、事業を実施する者をいう。
構成員	応募者を構成する企業をいう。
代表企業	構成員のうち、応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する者をいう。
各業務	統括管理業務、設計業務、建設業務、浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務、関連インフラの盛替え業務、現第2展示館の解体・撤去等業務、工事監理業務をいう。
本敷地	本事業の敷地をいう。
本施設	新設施設及び附属施設の全てをいう。
新設施設	本事業で新たに整備する新第2展示館をいう。
附属施設	本事業で新たに整備する浄化槽等、新第2展示館に附属する施設をいう。
既存施設	第1展示館、現第2展示館、第3展示館、イベント館、交流センター及びコンベンションセンター、立体駐車場、連絡通路、メキシコデッキ等を総称した施設及び設備をいう。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計・工事請負契約書（案）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する回答を示した書面の全てをいう。
モニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満たしているか、市が監視・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満たしているか、自ら監視・確認する行為をいう。
別紙資料	本書とともに事業者に求める要求水準をまとめた資料をいう。
参考資料	事業者が提案にあたり、参考とする資料をいう。参考資料はあくまで参考として提供する資料にすぎず、実際の状況が参考資料と異なった場合でも、市はそれに対して一切事業者に対して責任を負わない。
施設管理業者	別途市と契約している既存施設の運営及び維持管理業務を担う運営管理者及び維持管理者をいう。
利用者	新設施設及び既存施設を利用する者をいう。
来場者	展示会等の開催時に本施設に訪れる者で、展示会主催者を除く者をいう。

◆ 別紙資料

番号	資料名
別紙 01	事業区域図
別紙 02	遵守すべき法令等
別紙 03	モニタリング基本計画書
別紙 04	事業者が加入すべき保険
別紙 05	既設サイン配置図
別紙 06	諸室性能リスト
別紙 07	事業者が設置する什器・備品等一覧
別紙 08	建設発生土の搬出候補一覧
別紙 09	提出図書一覧
別紙 10	福祉都市環境整備指針の解釈等
別紙 11	既存緑化対象範囲図
別紙 12	週休 2 日工事の実施について
別紙 13	建設キャリアアップシステムの活用について

◆ 参考資料

番号	資料名
参考 a	測量図
参考 b	既存施設の利用状況
参考 c	土壌汚染状況
参考 d	地中障害物位置図
参考 e	既設図面一覧
参考 f	工事車両ルート図
参考 g	既存施設有害物質調査報告書
参考 h	要求水準等確認チェックリスト（案）
参考 i	各種工事ステップ図
参考 j	新第2展示館 将来拡張イメージ
参考 k	配置・動線計画図
参考 l	既設発電機負荷一覧表
参考 m	既存インフラ現況図
参考 n	弱電設備等の施工内容まとめ
参考 o	放送ネットワーク構成図
参考 p	構内情報通信構成図

第 1 総則

1 本要求水準書の位置づけ

「本書及びその別紙」は、市が本事業を適正かつ確実に遂行する事業者を募集及び選定するに当たり、事業者を対象に公表する入札説明書と一体のものとして提示するものである。

本事業に関して前提とする条件や、本事業のうち各業務に関して、市が要求する業務の最低水準を示すとともに、本事業及び業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための資料を提供するものである。

事業者は、「本書及びその別紙」の内容を十分に確認した上で提案を行うこと。

2 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

名古屋市国際展示場第 2 展示館改築事業

(2) 対象となる公共施設等の名称及び種類

ア 名称

名古屋市国際展示場

イ 種類

展示場

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 広沢 一郎

(4) 事業の背景及び目的

本市は、日本を代表する産業の集積や多数の大学等研究機関の擁する立地を生かした全国的な MICE 誘致を推進し、交流人口の拡大や産業の活性化、地域イメージの向上を図ることとしている。

また、観光庁の「グローバル MICE 都市」に選定されており、MICE 誘致力向上のための取り組みを積極的に推進してきたところである。

名古屋市国際展示場（以下「国際展示場」という。）は昭和 48 年の開業以降、当地域の大規模展示場として、産業高度化や経済活性化に寄与してきた。当初に旧第 1 展示館（令和 5 年解体済み）を開業した後、昭和 62 年に現第 2 展示館及びイベント館を開業、平成 5 年に第 3 展示館及び交流センターを開業し、高まる展示会需要に応えるために整備を行ってきた。

直近では、新たな第 1 展示館及びコンベンションセンターを令和 4 年 10 月に開館し、施設全体で展示面積約 4 万㎡を有する展示場となった。しかしながら、現状においても展示面積が十分でなく、既存展示会の拡張や新規展示会の誘致が難しい状況となっている。

昨今では、新型コロナウイルスの流行により短期的な影響はあったものの、展示会・見本市の開催件数はコロナ禍より高い水準になってきており、他都市では MICE 施

設の新設や拡張整備が進められており、都市間競争が激化している状況である。

そのような状況のなか、現在、現第2展示館が築37年を経過し、建物の老朽化が進み建て替えが急務となっていることから先行して移転改築を行う。整備にあたっては、一体的に利用しやすい施設配置とするとともに、混雑が起きないよう十分な搬出入動線を設ける等使い勝手のよい施設とする。また、将来増築を見越した施設設計とし大型化する展示会のニーズに将来的にも応えていけるような施設を目指す。

【整備の方針】

ア 展示機能の維持と整備の両立

リニア開業における効果を最大限活かすとともに、展示場整備に伴う展示面積の減少期間を最小限にとどめるため、既存施設の機能を維持しつつ、整備を段階的に進める。

具体的には、新第2展示館を2工区にわけ、まずは、本事業にて老朽化が進む現第2展示館と同規模程度の1工区を旧第1展示館の解体により空き地となっているイベント館の西側に移転改築を行う。

イ 利用者ニーズを踏まえた展示機能の強化

展示会主催者や利用者にとって、使い勝手がよい満足度の高い施設とする。

また、高齢者や障害者を含めたすべての利用者が利用しやすいようユニバーサルデザインを考慮したバリアフリーな施設とする。

ウ 既存施設との一体利用を踏まえた配置

来場者動線を工夫するなど、一体的に利用しやすい施設配置とする。加えて、十分な幅のエントランスモールを設けることで、複数の催事が同時開催される場合においても、互いに支障なく運営できるようにする。

エ 十分なバックヤード及び搬出入経路の確保

周辺道路が港湾関係者の利用する道路でもあることを踏まえて、搬出入時や展示会開催時において、混雑がおきないように施設の北側に十分なバックヤードを確保するとともに、出入りしやすい搬出入経路とする。

オ 将来の増築を見据えた施設計画

新第2展示館の東側に将来増築することを見据えた施設配置・建物構造とするなど拡張性を考慮した計画とし、将来増築に伴い必要となる機能をあらかじめ備える。

(将来拡張の位置等は「参考 j 新第2展示館 将来拡張イメージ」参照)

カ 環境配慮

省エネ性能の高い機器を導入するなど環境に配慮した計画とするとともに長寿命化を意識した施設整備を行う。

(5) 位置

所在地 愛知県名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地

※詳細は「別紙 01 事業区域図」を参照のこと。

(6) 事業の枠組み

本事業のスキームは以下のとおりである。

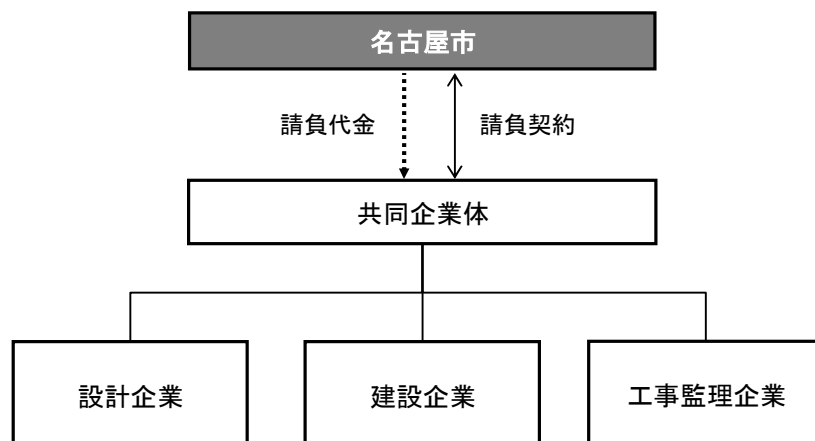


図1 本事業のスキーム図

(7) 業務内容

本事業において事業者が行う業務は、統括管理業務、設計業務、建設業務、浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務、関連インフラの盛替え業務、現第2展示館の解体・撤去等業務、工事監理業務により構成される。具体的な業務内容については、本書「第3 統括管理業務に関する要求水準」から「第9 工事監理業務に関する要求水準」等に示す。

ア 統括管理業務

(ア) 統括管理業務

イ 設計業務

- (ア) 事前調査及びその関連業務
- (イ) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (ウ) 各種関係機関との調整業務
- (エ) セルフモニタリング業務
- (オ) 既存施設の稼働継続にあたっての検討業務
- (カ) 障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務
- (キ) その他設計業務において必要な業務

ウ 建設業務

- (ア) 建設業務着手前業務
- (イ) 建設業務及びその関連業務
- (ウ) 完工後業務
- (エ) 什器・備品設備等設置業務
- (オ) 施設の引渡し業務
- (カ) 各種関係機関との調整業務
- (キ) セルフモニタリング業務
- (ク) その他建設業務において必要な業務

エ 浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務

- (ア) 新設浄化槽の設計・建設業務
- (イ) 既存浄化槽の解体・撤去業務

オ 関連インフラの盛替え業務

- (ア) 関連インフラ設計・建設業務

カ 現第2展示館の解体・撤去等業務

- (ア) 解体・撤去に係る事前調査等及びその関連業務
- (イ) 解体・撤去に係る設計業務
- (ウ) 解体・撤去に係る工事着手前業務
- (エ) 解体・撤去工事業務及びその関連業務
- (オ) 完工後業務
- (カ) 各種関係機関との調整業務
- (キ) セルフモニタリング業務
- (ク) その他解体・撤去等業務において必要な業務

キ 工事監理業務

- (ア) 工事監理業務
- (イ) 工事監理状況の報告業務
- (ウ) 各種関係機関との調整への協力業務
- (エ) セルフモニタリング業務
- (オ) その他工事監理業務において必要な業務

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、設計・工事請負契約締結日から令和12年3月31日までとする。

(9) 事業スケジュール

令和11年7月31日の新第2展示館引渡しを前提に、事業スケジュールを以下のとおりとする。本事業の推進にあたっては、表下の※内も確認の上、適切な工程を計画すること。

表1 事業スケジュール

工区	事項	事業期間
浄化槽	設計・新設工事	契約締結日 ～ 事業者提案
	引渡し	事業者提案
	解体工事	新設浄化槽引渡後 ～ 新第2展示館新設工事完了

工区	事項	事業期間
新第2展示館	設計	契約締結日 ～ 新設工事着手前
	新設工事	設計終了時点 ～ 令和11年7月
	引渡し	令和11年7月31日
現第2展示館	解体設計	契約締結日 ～ 解体工事着手前
	解体工事	令和10年11月以降 ～ 令和12年3月
	引渡し	令和12年3月31日

※年間5日間程度、騒音・振動を伴う作業ができない日があることを前提に、工事計画を策定すること。

※上記期間（年間5日間程度）に加え、令和8年9月～10月（2か月間）に開催予定のアジア・アジアパラ競技大会において、第3展示館及びイベント館がメディアセンター、現第2展示館を大会関連施設として稼働している間、第3展示館、イベント館及び第2展示館の運営に影響を及ぼす恐れのある作業（第3展示館及びイベント館との工事境界において、概ね65dB超の騒音や概ね65dB超の振動を発生させる作業）は行わないこと。ただし、先に示す作業に該当しない場合にあっては、アジア・アジアパラ競技大会関係者から、騒音・振動の抑制に対する要望があった場合は、協議の上、工事方法を見直すなど必要な対策を行うこと。

※現第2展示館の解体による第2展示館の休館期間を可能な限り短くするように努めること。

※現第2展示館の敷地のうち、近隣事業者への引渡し対象とするエリアについて、市の都合により、引渡し時期（現第2展示館の解体・撤去等業務の完了日）が1年程度後ろ倒しとなる可能性がある。その場合には、解体着手日を後ろ倒しすることを基本とし、工程計画においてはこの点に留意し、解体着手日及び引渡し時期が後ろ倒しとなることによる事業費や既存施設の運営等への影響を可能な限り抑制するよう、工事方法の検討・工程立案等を実施すること。なお、最終的な後ろ倒しの有無については、契約締結後に市と協議の上、決定するものとする。当該敷地の引渡し時期が後ろ倒しとならなかったことを理由に追加費用が発生する場合、その一切を事業者が負担するものとする。また、当該敷地の引渡し時期が後ろ倒しとなることにより追加費用が発生する場合、設計・工事請負契約書等の規定に基づき、費用の増額が合理的であると市と協議により確認できたときに限り、増額の対象となる。

（10）費用負担

ア 共通

本書に記載された事業者の業務に係る費用については、入札説明書等において、特段の断りがない限り、その一切を事業者が負担するものとする。ただし、入札説明書等からでは事業者が知り得ない又は想定できない事項を要因として費用の増減が発生する場合、費用の増額又は減額が合理的であると市と協議により確認

できたときに限り、当該費用は変更の対象となる。

イ 通信費及び光熱水費等の負担

本事業に要する通信費（電話料、テレビ受信料及びインターネット利用に係る費用等）及び光熱水費（電気使用料、水道使用料及びガス使用料。なお、新施設設受電後から施設引渡しまでに使用した光熱水費のうち、基本料金以外の料金を含む。）等については事業者が負担する。

3 要求水準の変更

（１）要求水準の変更事由

市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

ア 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。

イ 地震、風水害、新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス等の感染症の流行その他の災害等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。

ウ 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。

エ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

（２）要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、設計・工事請負契約書に基づき事業者へ支払う対価を含めて設計・工事請負契約書の変更が必要となる場合、契約変更を行うものとする。

4 要求水準書に記載のない事項等の協議

「本書及びその別紙」に記載のない事項及び記載事項に疑義があるときは、関係法令等を遵守した上で、市と事業者で協議して判断を行う。

5 要求水準書の規定の取扱い

本書「第２ 施設の機能及び性能に関する要求水準」～「第９ 工事監理業務に関する要求水準」又は基準等において規定されている仕様や特定の方法とは異なる方法を採用しようとする場合は、事業者は予め、その性能を証明した上で、内容等について市と協議を行わなければならない。なお、性能を証明するにあたっては、客観的かつ妥当性を有する資料の提出及び説明をすること。資料の提出及び説明により、当該特定の方法と同等以上の性能が得られると市が認めた場合、事業者は別の方法を採用することができるものとする。

6 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたって、関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例（施行細則等を含む）及び要綱等（以下、「関係法令等」という。）を、各業務それぞれの技術者において調査し、遵守すること。また、本事業が公共施設等の整備であることを踏まえ、公共建築工事標準仕様書をはじめとした各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、遵守すること。なお、これにより難しい場合は、市と協議し、事業者が各種基準・指針等と同等以上と証明し、市が認めた場合にはこの限りでない。

関係法令等は各々の許認可等手続上設定される基準日に最新のものを採用すること。

なお、許認可等が必要な場合は、事業者の負担により当該許認可等を得ること。また、各種基準・指針等に関して工事着手前までに改定があった場合には、原則として改定した各種基準・指針等を適用する。また、工事着手後の改定については、その適用について市と協議する。「本書及びその別紙」と各種法令及び各種基準・指針等の間に相違がある場合、また、各種法令及び各種基準・指針等の内容に相違がある場合、遵守すべき内容等については市の指示によるものとする。

事業者は、許認可等の一覧表（手順、日程等も記載する）、関係法令等及び各種基準・指針等のチェックリストを作成して、市へ提出すること。また、本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事である。

関係法令等及び各種基準・指針等の詳細は、「別紙 02 遵守すべき法令等」を参照すること。

7 事業者に係る基本的事項

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業計画に基づき、適正かつ確実に本事業を遂行するものとする。そのため、各業務を効率的かつ効果的に実施できる体制を構築し、各業務の実施について総合的に管理するものとする。

8 実施体制等

(1) 人員体制

本書で人員を指定する業務を除いて、事業者の人員体制は提案による。事業者は、「本書及びその別紙」を満たすために必要な人員を配置すること。

(2) 共通事項

ア 基本的考え方

事業者は、事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たすこと。また、事業者は、本書に記載の市との役割分担に従うとともに、市と連携し、円滑かつ適切に事業が実現可能となるよう必要な体制を確保すること。

- (ア) 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。
- (イ) 各業務における実施責任を明確にし、適切なリスクの分担を図ること。
- (ウ) 各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法を明確にし、適切に機能していること。
- (エ) 各業務の業務従事者間の連絡を密にし、必要な情報の共有及び調整を適切に行うこと。
- (オ) 市が各業務の実施状況について、事業者に確認・報告を求めた場合は、求めに応じ必要な対応を行うこと。
- (カ) 市が議会や市民等（近隣事業者・関係団体も含む）に向けて本事業に関する説明を行う場合や、市で行う各種申請及び行政手続きを行う場合等、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

イ 技術者及び担当者の配置

事業者は、本事業の実施にあたり、各業務における技術者及び担当者（以下、「各業務技術者・担当者」という。）を配置し、設計・工事請負契約の締結後 14 日

以内に各業務技術者・担当者を市に通知し、市の確認を受けること。各業務技術者・担当者は、「本書及びその別紙」に定める要求水準のほか、業務実施にあたり必要な資格・知識、実績を有するものを選定すること。

事業者は、各業務技術者・担当者を変更しようとする場合、当該変更を行う 30 日前までに市に通知し、市の確認を受けること。ただし、統括管理技術者の変更にあたっては、事前に市との協議が必要なものとし、市が同等の能力を有しないなど不適当と判断した場合は、変更を認めない。また、市が、その者を統括管理技術者として不適当であるとみなした場合、事業者は速やかに適切な措置を講じること。

9 モニタリングの実施

市は、事業者が行う業務の実施状況について、モニタリングを行う。モニタリングの主な内容については、「別紙 03 モニタリング基本計画書」の通りとする。なお、モニタリングにおける図書などの報告の受領、確認等の実施により、市が本事業の業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

10 セルフモニタリングの実施

各業務について、事業者は要求水準書等を満たしているか、セルフモニタリングを実施すること。各業務におけるセルフモニタリングの実施方法や内容は、各章において詳細に定める。

事業者は、セルフモニタリング実施計画書を作成し、市の確認を受けること。

事業者は、各業務の履行について要求水準等確認計画書を市と協議の上で作成し、業務着手前までに市へ提出すると共に、要求水準及び提案内容を網羅したチェックリスト（「参考 h 要求水準等確認チェックリスト（案）」参照）を作成し、確認を受けること。

事業者は、要求水準等確認計画書に従い確認を行い、原則として各業務完了 30 日前までにモニタリング基本計画書に記載されている時期に要求水準等確認報告書（チェックリスト等を含む）を市に報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

11 各種申請及び手続等

事業者は、全ての業務及び供用開始に必要な一切の申請及び手続を行うこと。申請及び手続前に市へ内容の説明を行うとともに、市が必要と認める場合は、申請書等を提出すること。また、各業務の実施に必要な各種申請等の手続に係る関係機関との協議内容を市に報告するとともに、手続完了後、速やかに受理した各種許認可書類等の写しを提出すること。なお、各種申請及び手続等に必要な費用は事業者の負担とする。

12 保険の付保

事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は「別紙 04 事業者が加入すべき保険」のとおりとする。ただし、記載の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容の保険を付保することを妨げるものではない。なお、事業者が当該保険を付保した時は、その証券又はこれに代わるものを、直ちに市に提出すること。

第2 施設の機能及び性能に関する要求水準

1 敷地条件

(1) 敷地概要

本敷地の概要は表 2-1 のとおりである。詳細については、「別紙 01 事業区域図」「参考 a 測量図」を参照すること。なお、敷地に関する規制内容や現況については、本事業を実施する事業者にて適宜確認等を行うこと。

表 2-1 敷地概要

項 目	概 要	
計画地	愛知県名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2 番地	
敷地面積	全体面積 129,064.10 m ² (引渡後) 94,064.10 m ²	
用途地域	商業地域	
容積率上限	200% (地区計画による)	
建蔽率上限	80%	
防火地域	防火地域 (集団防火)	
高度地区	指定なし	
地域地区	緑化率	10%以上
	地区計画	金城ふ頭地区計画
	臨港地区	名古屋港臨港地区 (分区指定なし)
	臨海部 防災区域	1 階の床高さ : NP+4.0m以上 建築物の構造等 : 木造禁止

(2) 既存施設概要

表 2-2 既存施設概要

建物用途	展示場	
既存施設	第 1 展示館	・ 展示面積 20,160 m² ・ 延床面積 40,716.66 m² ・ S 造 3 階建 ・ 供用開始時期（竣工年）：令和 4 年
	現第 2 展示館	・ 展示面積 6,576 m² ・ 延床面積 8,299.47 m² ・ S 造一部 RC 造 2 階建 ・ 供用開始時期（竣工年）：昭和 62 年
	第 3 展示館	・ 展示面積 13,500 m² ・ 延床面積 22,203.87 m² ・ S 造 2 階建（1 階部分 SRC 造） ・ 供用開始時期（竣工年）：平成 5 年
	イベント館	・ 延床面積 4,869.01 m² ・ SRC 造 3 階建 ・ 供用開始時期（竣工年）：昭和 62 年
	交流センター	・ 延床面積 13,564.51 m² ・ S 造 4 階建 ・ 供用開始時期（竣工年）：平成 5 年
	立体駐車場	・ 延床面積 26,853.84 m² ・ S 造 3 階建（塔屋 2 階建） ・ 供用開始時期（竣工年）：平成 5 年
	コンベンションセンター （附属施設含む）	・ 延床面積 10,050.75 m² ・ S 造 5 階建（附属施設 2 階建） ・ 供用開始時期（竣工年）：令和 4 年

(3) 利用状況

既存施設の利用状況については、「参考 b 既存施設の利用状況」に示すとおりである。

(4) 既存インフラ整備状況

既存インフラ（上下水道、電気、ガス、通信など）の状況については、「参考 m 既存インフラ現況図」を参照すること。なお、接続位置については、事業者の判断と責任において、上下水道管理者及び供給業者への確認、調整を行い、事業者の提案をもとに市と協議の上、行うこと。また、接続にあたっての工事費用、その他の費用等は、事業者の負担とする。

※既存インフラの移設が必要な場合のインフラの移設は、本事業に含むものとし、事業者の負担とする。

表 2-3 既存インフラ整備状況

インフラ	現状
上水道	上水道整備済
下水道	浄化槽対応
都市ガス	都市ガス供給済（現状：敷地北東側及び南側に中圧の引き込みあり）
電気	引き込み済（特別高圧 77kV 本線予備線方式）
電話等	引き込み済

（５）地盤等の状況

ア 地盤の状況

本敷地の地盤の状況については、一般財団法人国土地盤情報センターに登録されている情報及び「参考 e 既設図面一覧」に掲載の各資料を参考にすることができる。

ただし、設計において、事業者が必要に応じて地盤の状況を確認するために、事業者の負担により地盤調査を行うことを妨げるものではない。なお、事業者が行った地盤調査の結果が登録されている内容と相違しても、要求水準の変更の対象とはならない。

イ 土壌汚染の状況

（ア）本敷地は「砒素及びその化合物」の溶出量・含有量基準を超過、「ふっ素及びその化合物」及び「鉛及びその化合物」の溶出量基準を超過する汚染土壌が存在する区域があることから、形質変更時要届出区域（一般管理区域）又は形質変更時要用届出区域（埋立地特例区域）に指定されている。本敷地の土壌汚染の状況及び形質変更時要届出区域の指定状況については、「参考 c 土壌汚染状況」及び名古屋市ホームページ（土壌汚染対策法に基づく区域の指定）を参考にすることができる。

（イ）既存建築物が存在する部分等、未調査となっている範囲（以下、「未調査範囲」という。）については、当該敷地が調査可能となったのち、速やかに指定調査機関による詳細調査（水面埋立て土砂由来汚染調査）を実施し、汚染範囲を確定させること。また、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）に基づき適切な届出等を行うこと。なお、具体的な調査方法及び施工計画の立案については、関係部署との協議及び「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）」（令和 4 年 8 月、環境省 水・大気環境局 水環境課 土壌環境室）に基づき実施すること。なお、未調査範囲については、「砒素及びその化合物」の溶出量・含有量基準を超過及び「ふっ素及びその化合物」及び「鉛及びその化合物」の溶出量基準を超過する汚染土壌が存在しているものとし、処分費用及び各種調査に要する期間と費用等を適切に見込むこと。

（ウ）敷地内には「砒素及びその化合物」の溶出量・含有量基準を超過及び「ふっ素及びその化合物」及び「鉛及びその化合物」の溶出量基準を超過する汚染土壌が存在する区域があるため、発生した汚染土壌は関係法令及び法令適用基準に定められた方法により、適切に処理及び処分すること。なお、工事発生土を搬出する場合、すべて汚染土壌とみなし、土壌汚染対策費用については、入札価

格に含めること。

- (エ) 本事業全体において発生した汚染土壌について、提案時の量より多く処理及び処分することとなった場合、原則、要求水準及び対価の変更の対象とはならないが、未調査範囲等の調査結果により汚染土の処理量が提案時の量より減少となる場合は対価変更の対象とし、提案時の量から実際の処理量に応じて、土壌汚染対策費用（処理及び処分に要する費用）を減額するものとする。なお、事業者による施工上の工夫等により提案時の量より実際の処理量を減少させた場合、事業者より資料を提出し、処理量の減少要因が当該工夫等によるものと市が合理的であると判断できるときに限り、対価変更の対象としない。

＜土壌汚染対策法に基づく区域の指定 HP アドレス＞

<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000077/77576/sitei-216-1.pdf>

ウ 地中障害物の状況

- (ア) 本敷地には、杭等の地中障害物（以下、「杭等」という。）が存置していると考えられる（「参考 d 地中障害物位置図」、「参考 e 既設図面一覧」に掲載の各資料参照）。これら杭等のうち、令和 3 年 9 月 30 日付環境省通知「第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について」（以下、「令和 3 年環境省通知」という。）に定められる条件等に基づき、本施設の建設において支障にならない範囲においては存置してよいものとする。ただし、最終的な杭等の撤去範囲は、令和 3 年環境省通知に定められる措置を講じたうえで、関係部署との協議により確定するものとする。
- (イ) 本事業全体において、関係部署との協議結果に基づいて杭等を提案した本数より多く撤去した場合、原則、要求水準及び対価の変更の対象とはならないが、存置が増える場合は変更の対象となる。なお、提案時より多く杭を存置した場合、存置した杭の本数、杭種に応じて、杭抜き、埋戻し充填、土壌汚染対策費用を減額するものとし、減額計算の前提となる杭長、杭径、杭種は、既存建物の設計図面及び現地杭抜き工事の実績をもとに決定する。
- (ウ) 本施設の杭や基礎関係の計画にあたっては、これらの杭等を考慮して計画するとともに、杭等の撤去及び処分に伴う工事期間を含めて事業期間中に施工を完了できる工事工程とすること。
- (エ) 第 3 展示館付近にある水道管用のボックスカルバートについては、「参考 e 既設図面一覧」に掲載の各資料のうち主要図面に記載がないため、「参考 d 地中障害物位置図」の資料を適宜参照して計画すること。

(6) アスベスト等の状況

アスベスト含有の恐れのある建材については、市による事前調査結果（「参考 g 既存施設有害物質調査報告書」）及び「参考 e 既設図面一覧」に掲載の各資料等を参考にして、事業者にてアスベスト含有の有無を判断し、撤去及び処分の費用を適切に見込むこととし、原則、対価変更の対象としない。ただし、既設図面や調査結果等から合理的に想定しえない建材等は変更の対象とする。

「参考 g 既存施設有害物質調査報告書」にて記載のある「コンテナスペース」については、「参考 e 既設図面一覧」に掲載の各資料に記載が無いため、「参考 g 既存施設有害物質調査報告書」の末尾にある補足資料及び現地状況を適宜参照して計画

すること。

2 新施設等の要求水準

新施設の要求水準を以下に示す。

(1) 施設要件

新施設は展示エリア、エントランスエリア、管理エリア、外構から構成するものとする。次に示すほか、施設の詳細、諸室の配置等については事業者の提案とする。

ア 諸室の計画においては、各諸室の機能、諸室相互の関連及び利用者の動線を考慮した計画とすること。

イ 本事業において新設する浄化槽については、延床面積約 17,000 m²には含まないものとする。

ウ 諸室の性能は、「別紙 06 諸室性能リスト」によること。

諸室の各室面積は、提案に委ねる諸室を除き、「別紙 06 諸室性能リスト」に示す面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号に定める床面積）を標準とし、原則として標準面積±10%以内とすること。但し、展示室に限っては、標準面積±5%未満とすること。また、要求水準を満たした上で、その有効性を事業提案書内に明示した場合は、その範囲を超えて提案可能とする。

エ 新施設の東側エリアにおける将来的な増築を考慮した施設配置とし、東側壁面等の解体や改修を容易に実施しやすいよう配慮した構造等とすること。また、増築の妨げになるような施設計画としないこと。東側壁については、将来増築時に袖壁等が残らないようにすること。

オ 新施設には、防災センター及びMDF室として将来利用できる居室を設けること。各室には将来、既存イベント館防災センター及び既存イベント館 MDF 室に設置されている設備を移設するものとする（既存交流センター管理事務所にある電話交換機についても、MDF 室へ将来移設する計画とすること）。また、今回の事業で既存イベント館防災センターに設置する設備は、将来容易に移設ができるよう設計すること。

表 2-4 新施設の施設要件

事業区域面積	33,206.25 m ² (※)
延床面積	約 17,000 m ² (浄化槽を除く)
配置	イベント館西側 (旧第1展示館跡地) ※浄化槽移設エリアは、第3展示館西側
構造	事業者提案による
階数	2 階以上
展示室	約 10,000 m ² 、天井高 (梁下) 約 14m ※分割利用が可能、有柱空間の場合は室内柱 6 本以下
主催者事務室	2 室
商談室	2 室以上
エントランスモール	幅 17m以上、天井高 5m ±5% 第3展示館北側中央入口付近から西方向に設置
搬出入スペース	新施設の北側には、幅 30m以上のバックヤードを設ける

(※) 「別紙 01 事業区域図」のうち<詳細位置図>の示す面積を指すものである

り、着色部以外を含む実際に工事可能な範囲については、市と調整の上、最終決定とすること。

表 2-5 新設施設のエリアごとに設ける室等

エリア	室等
展示エリア	展示室、出入口、搬出入口、主催者事務室、商談室、倉庫、給湯室、SLW収納、トイレ 等
エントランスエリア	エントランスモール、売店 等
管理エリア	倉庫、特別高圧電気室、発電機室、機械室、中央監視室、階段室、防災センター 等
外構	植栽、歩道、車路、駐車場、ゴミ置き場 等

(2) 基本要件

施設の計画方針は、「官庁施設の基本的性能基準」の各項目に準拠し、下記の水準に適合すること。

表 2-6 新設施設の基本要件

大項目	項目	計画方針
1 社会性	1 地域性	- 地域性に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 - 地域特有の文化性が表出されるように、地場産素材の活用に努めること。
	2 景観性	- 景観性に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 - 周辺地域や歩行者からの見え方に配慮し、外構や外観のデザインを工夫することにより、圧迫感を軽減するように計画すること。 - 景観計画にあたり、施設の外観デザイン及び色彩、緑化などの修景について、名古屋市景観アドバイザー制度によるアドバイスを受け参考とすること。また、名古屋港の景観基本計画等との整合性の確認については、名古屋港管理組合景観アドバイザー制度を活用すること。
2 環境保全性	1 全体	- 地球温暖化等への対応として、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に努めること。 「官庁施設の環境保全性に関する基準」による。 - 建築物環境配慮制度（CASBEE名古屋）による評価を行い、Aランク以上となるように整備し、さらには、Sランクとなるよう努めること。また、第三者機関による評価結果を確認できるようにすること。
	2 長寿命	「市設建築物の長寿命化設計基準（名古屋市住宅都市局）」による。 - 合理的な耐久性と将来の更新や変化に配慮したゆとりとフレキシビリティを確保することで施設の長寿命化を図ること。
	3 適正使用・適正処理	廃棄物の削減及び適正処理、資源の循環的な利用等に配慮し、現場加工、組立ての削減を検討すること。
	4 エコマテリアル	- リサイクルされた材料やリサイクルしやすい材料、健康障害や環境への影響の少ない材料を採用し、人と環境に配慮した建物とするように努めること。 - 工事使用材料等は、グリーン購入に努めること。 - 舗装の使用材料については、自然材料、リサイクル材料、メ

大項目	項目	計画方針
		メンテナンスフリー材料等の採用に係る検討を行い、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷低減に効果のある材料を選定する。 コンクリートについては、環境負荷低減に配慮し市の指定する部分については原則高炉セメントを使用すること。
	5 省エネルギー・省資源	「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減のための実行すべき措置について定める計画(R3.10.22)」を踏まえ、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に努めること。建築物省エネ法の基準適合に際しては、今回の新施設において外皮基準・一次エネルギー消費量基準について、「公共建築物の環境配慮整備指針（名古屋市住宅都市局）」における「指針の義務的目標」（集会所等）を満たすものとし、「指針の努力目標」を満たすよう努めること。 - 断熱や気密性の向上、日射のコントロール、空調及び換気方式の工夫等により建物の負担の総合的な削減を図ること。 - 緑化維持のための灌水方法は、省力化、省エネ、省資源を満たす手法とすること。 - 計画地、施設及び諸室の特性やコスト面に関する十分な検証を行った上で、太陽光や風力、地中熱、地下水等の自然エネルギーを利用した環境設備について、積極的な導入を図ること。 - エネルギーや資源を無駄なく効率的に使うことのできる設備を採用するとともに、ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）等により、施設のランニングコストの低減を図ること。
	6 地域生態系保全	- 計画地周辺の環境保全、向上に配慮すること。 - ヒートアイランド現象の緩和、温室効果ガスの排出抑制等を図ること。 - 使用する冷媒は、オゾン破壊係数0かつ地球温暖化係数ができる限り小さいものとする。
	7 周辺環境配慮	- 騒音・振動の抑制等により周辺環境の保全に配慮した計画とすること。 - 排気・排熱による近隣への影響の無い様に計画すること。 - 外装材等の反射光による近隣への光害を抑制する計画とすること。 - ビル風（風害）対策 （１）適切な低層部の配置や樹木等の設置により影響を軽減すること。 （２）外部に面する出入口や、外部及び中庭空間において、ビル風により快適性が損なわれることがないように計画すること。 - 施設の照明設備による近隣への光害を抑制するように計画すること。 - 廃棄物置場やゴミ置き場において、防虫や動物対策を図ること。
3 安全性	1 全体	- 災害時に利用者等が迅速かつ安全に避難できる経路を確保すること。特に障害者、子ども、高齢者、外国人など自力で避難することや臨機に対応をとることが困難な利用者（要援護者）には十分に配慮すること。 - 避難誘導のためのサインを適切に設置すること。
	2 耐震	耐震に関する性能は、第2 2（3）構造計画」に示す性能

大項目	項目	計画方針
		水準とすること。
	3 対火災	- 耐火に関する性能及び初期火災の拡大防止に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は、「別紙06 諸室性能リスト」によること。 - 火災時の避難安全確保に関する基準は、基本的性能基準のⅠ類とし、大規模な火災等の非常時における防災対策や避難の安全性に配慮した施設とすること。 - 災害時に利用者等が迅速かつ安全に避難できる経路を確保すること。
	4 対浸水	対浸水に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類を基本とするが、特別高圧電気設備、非常用発電機及び中央監視装置は2階以上に設置すること。
	5 耐風	構造体に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類、建築非構造部材に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類、建築設備に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。
	6 耐雪・耐寒	耐雪・耐寒に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	7 対落雷	- 対落雷に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 - 関係法令上、設置対象施設とならない場合においても、避雷設備の設置を行うこと。 - 既存施設のJIS Z 9290-3-2019への対応改修は本事業に含まない。
	8 常時荷重	常時荷重に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	9 機能維持性	- 機能維持性に関する性能は、基本的性能基準のⅡ類を満たすこと。 - 商用電源の途絶時においても、24時間以上、本書で定める機能を維持するために要する電力供給機能を確保すること。 - 大規模災害時のインフラ（水・電力・ガス等）の確保に配慮した設備計画とすること。
	10 防犯性	「官庁施設の防犯に関する基準」に示す性能水準とすること。 - 建物内の防犯に関する性能の分類は、「別紙06 諸室性能リスト」によること。 - 施設計画にあたっては、利用者等の安全性に十分留意すること。 - 施設の運営を想定した防犯設備を設定すること。 - 建物外壁を堅固な構造とするとともに、出入口以外の開口部からの建物侵入を阻止するため、出入口のある階及びその上階の開口部には侵入防止の為の対策を施す。 - 給排気口（ドライエリア内の給排気口を含む。）については容易に近づけず、物を投げ入れられない位置とすること。ドライエリアを設ける場合は、パネル等で適切にふさぎ、ドライエリアへの侵入・物の投げ入れ等を防止すること。 - 開口部の防犯設計として、ガラス単体だけでなく、サッシ、鍵、セキュリティシステム等を含め総合的に検討すること。 - ガラスの防犯性能について、出入口のある階においては飛散防止対策を講じたガラス程度とすること。 - 建物周囲や各階において、防犯効果が発揮される箇所に十分な数の管理用カメラを設置し管理用スペースで管理できるようにすること。なお、管理用カメラの設置場所については、

大項目	項目	計画方針
		事前に市と協議の上、計画すること。
4 機能性	1 移動	- 移動に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 - 諸室の配置については、運用内容に配慮した機能的な配置・構成とすること。 - 全ての利用者にとって、安全で円滑に移動できるように計画すること。屋外の通路については、雨天時又は積雪時の安全性の確保についても留意すること。 - 利用者と車両の経路は、原則として交差を避けて計画すること。 - 清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート等を確保すること。特に外壁や吹き抜け等の高所に対するメンテナンス性に配慮すること。
	2 操作	- 操作に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 - 緊急時又は施設管理業者に限定される操作部は、誤操作を防止する措置を講ずること。 - 設備システム及び設備機器等の操作性については、維持管理担当者、運営関係者、施設使用者等の利用区分を明確にして、安全性と利便性に配慮すること。
	3 ユニバーサルデザイン	「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に示す性能水準とすること。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、「福祉都市環境整備指針」など、関係する法令、指針及び基準等を遵守すること。なお、「福祉都市環境整備指針」については、「◎整備や配慮が必要な内容」の遵守のみならず「○整備や配慮をしていくことが望ましい内容」も可能な限り遵守するよう努めること。やむを得ず整備が困難な場合には、代替的な補完的措置を講じること。なお、「別紙10 福祉都市環境整備指針の解釈等」も適用すること。 - 施設計画全体を通じて、全ての利用者が自力で円滑に目的地まで到達でき、安全・安心、快適、円滑に利用できるよう計画すること。 - 諸室内も車いすで円滑に移動できるよう計画すること。 - 施設内は、原則として段差は設けないこと。
	4 音環境	音環境に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室性能リスト」によること。
	5 光環境	光環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室性能リスト」によること。
	6 熱環境	熱環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室性能リスト」によること。
	7 空気環境	- 空気環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙06 諸室性能リスト」によること。 - シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。 - 住宅都市局市設建築物（営繕物件）の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領に基づき、屋内空気中化学物質の濃度測定を行うこと。 - 結露防止や防カビの対策を行うこと。 - 施設内は禁煙とし、「市施設における受動喫煙防止のための指針」に基づき敷地内に喫煙スペースを1か所以上設けるこ

大項目	項目	計画方針
		と。
	8 衛生環境	衛生環境に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	9 振動	振動に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	10 情報化対応性	情報化対応性に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は、「別紙06 諸室性能リスト」によること。
5 経済性	1 耐久性	- 耐久性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。設計耐用年数は新築80年とし、維持管理、改良及び修繕費などのライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。具体には、構造部材等が80年持つように、メンテナンスできるように設計することとし、メンテナンスが不可能な隠蔽箇所については、劣化に強い塗装仕様等にするなど考慮すること。また、外構においても、維持管理や植栽の管理が容易になるように計画すること。 - 設備機器や仕上げ材の選択においては、各機能の用途及び利用頻度、並びに特性を把握した上で最適な組合せを選ぶよう努めること。 - 長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
	2 フレキシビリティ	- フレキシビリティに関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。 - 長期使用を前提とした改修や更新工事に対応する為に、階高や積載荷重、予備スリーブ等を適切に設定し、設備機器や間仕切り位置等が容易に変更できるように計画すること。なお、避難安全検証法等の採用は可とするが、将来の間仕切壁等の位置等の変更を想定し、市と協議の上、将来時点での設計検討等に資する客観的な設計与件の整理や関連資料の整理・作成を行うこと。 - 維持管理費・運営管理費が増大するような設計・工法は選択しないこと。
	3 作業性	- 作業性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 - 供用開始後の維持管理についても十分考慮し、清掃及び点検・保全等が容易で効率的に行える施設となるよう工夫すること。 - 内外に設置された仕上げ材・設備類への日常メンテナンス作業が、安全かつ効率的に行えるように計画すること。 - 定期的な点検やメンテナンスにおける設備機器等の停止時においても、施設機能の維持に支障が無いように計画すること。 - 配管・配線・ダクトスペースについては、共用部から容易に点検が可能とするなど、点検が容易にできるよう計画すること。
	4 更新性	- 更新性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 - 配管・配線・ダクトスペースについては、更新が容易にできるよう共用部に面した位置等に設けること。 - 設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース等に留意して計画すること。 - 上記に加えて、将来の設備容量の増強のための予備スペース

大項目	項目	計画方針
		等に留意して計画すること。
6 その他	1 新機材・新工法への配慮	- 新機材及び新工法の採用にあたっては、信頼性を十分に検証すること。 - 新機材及び新工法を採用する場合は、将来、更新・改修が容易に実施できるよう汎用性が高いものを採用すること。 - 新機材及び新工法の採用にあたっては、特に維持管理費も含めたトータルのコスト削減ができるかを考え採用すること。

(3) 構造計画

- ア 計画にあたっては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」及び「市設建築物総合耐震設計基準（名古屋市住宅都市局）」に記載されている条件を満たすこと。
- イ 「市設建築物総合耐震設計基準」の分類は下記のとおりとする。

表 2-7 市設建築物総合耐震設計基準の分類

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	B類
建築設備	乙類

- ウ 構造形式（耐震構造、制振構造、免震構造）については、性能、経済性、工期、建築計画との整合性などを総合的に勘案し、最適な形式を採用すること。
- エ 大地震動に対して、構造体の保有水平耐力は、重要度係数 1.25 を考慮した必要水平耐力以上とする。
- オ 大地震動時の層間変形角は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合 1/200 以下、鉄骨造の場合 1/100 以下とする。
- カ 大地震動に対して、杭基礎の保有水平耐力は、必要保有水平耐力以上とする。
- キ 液状化等の発生の可能性及びその程度を予測し、液状化の発生の可能性がある場合には、施設が保有すべき性能を維持できるよう適切な措置をすること。
- ク 大地震動時の構造体の層間変形に対し、それぞれの分類に応じて、建築非構造部材の損傷、移動、脱落等が生じないことを確認すること。
- ケ 建築設備の耐震性能は、「建築設備耐震設計・施工指針」において、重要機器は S、一般機器は A とした場合の性能水準とし、配管等の耐震性能は付随する機器により設定することとする。重要機器と一般機器の区分方法については、当該指針を参考に主にインフラ関連の機器を重要機器とするが、詳細は市と協議をして決定するものとする。
- コ 将来の展示場拡張の際、構造上一体の建築物として増築することができるように予め配慮した計画とすること。なお、計画にあたっては、新設施設と同規模のものを増築すると仮定して行うこと。

(4) 維持管理・運営に配慮した施設計画

- ア 公共施設の目標耐用年数 80 年以上にわたる建物利用を考慮し、中長期修繕計画を作成すること。計画に基づいたライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。

- イ 長期間の休館ができないという施設特性を踏まえ建築や設備の更新・修繕が容易に行える施設計画とすること。各種設備等の基礎を設ける場合は、防水改修時において基礎上の設備工事が発生しないよう配慮し、容易に改修できる納まりとすること。
- ウ 将来の情報通信技術等への対応が容易な計画とすること。
- エ 建物の冷暖房負荷（W/m²）の低減を図り、電気、ガス、水道等の光熱水費を極力抑えた計画を行うこと。
- オ 設備更新における搬入経路の確保を行うとともに、維持管理を容易に行うことができるものとすること。
- カ トイレなどの配置は、配管の更新など修繕工事時における施設機能が確保されるように計画すること。
- キ 地下に汚水槽を設置する場合、その配置は維持管理（特に清掃時の臭気対策）に配慮して計画すること。また地下ピット等を雨水利用槽として利用する場合、清掃等の維持管理が行いやすい位置に、必要な大きさの沈砂槽を設けること。
- ク 別途発注される管理運營業務に支障がないように配慮すること。また、市が設計業務段階で事業者提案に関する運営上の不都合や支障があるとした事項については、内容を精査し、代替案の提案や修正等、真摯に対応すること。
- ケ 屋上に設備機器等を設置する場合は、施設管理業者の動線等の観点から、メンテナンスや機器の更新に配慮すること。
- コ 維持管理・運営に有益となる什器・備品等は、事業者による提案を求めるが、その配置は維持管理・運営に支障とならないものとすること。
- サ 本施設（建築設備を含む）の維持管理に必要な備品を、本施設の引渡し前に納品すること。なお、その数量については維持管理をするにあたって十分なものとし、詳細については市との協議により決定すること。

（５） 配置・動線計画

ア 配置計画

配置計画については、「参考 k 配置・動線計画図」を参照すること。

- （ア）新施設は、イベント館西側の立地（旧第 1 展示館解体跡地）とする。なお、浄化槽の移設エリアは、第 3 展示館西側とする。
- （イ）新施設と第 3 展示館の間にエントランスモールを設け、独立した利用や一体的な利用も可能なように配置すること。なお、第 3 展示館との離隔はメンテナンス等の維持管理性を考慮して設定すること。
- （ウ）建築基準法、消防法上、第 3 展示館、交流センター及びイベント館と同一棟となるようにすること。
- （エ）イベント館との離隔は約 15 m とし、将来の増築工事を見据えた配置とすること。（ただし、将来の増築部分の規模に影響を与えないような軽微なものは除く。）新施設の北側には、幅 30 m 以上のバックヤード（搬出入スペース）を設けること。

イ 来場者動線

動線計画については、「参考 k 配置・動線計画図」を参照すること。

- (ア) 来場者は、交流センター、連絡通路を通り、新設施設のエントランスモールを利用する動線とすること。
- (イ) エントランスモール及び連絡通路から、新設施設、第3展示館及びイベント館を利用する来場者動線とすること。また、相互に行き来しやすく一体的な利用が可能ないように計画すること。
- (ウ) 利用者の利便性、バリアフリー化、安全性、防災性（避難誘導の容易さなど）を考慮し、計画を行うこと。
- (エ) 新設施設の床レベルは、第3展示館の床レベルと同一とし、来場者が段差無く、相互に展示館を行き来することができるようにすること。
- (オ) 次の点を踏まえつつ、交流センターから新設施設のエントランスモールに至る来場者動線（連絡通路）の整備を行うこと。また併せて、交流センターにおける必要な改修（南西側出入口の建具改造（自動ドア1個と両開き扉3個として、通路開口幅員有効7m程度）参考k参照）や、来場者動線の整備に伴い支障となる範囲の埋設配管等の盛替え、外構の整備及び支障となる既存連絡通路の撤去等をおこなうこと。なお、連絡通路の整備にあたっては、「参考 e 既設図面一覧」に掲載の各資料を適宜参照し、事業者の責任において必要な詳細検討を実施のうえ、計画すること。
 - ・来場者動線の整備内容については、提案とする。ただし、当面の間（数年程度）、新設施設に至るメインの来場者動線として利用することになるため、新設施設と第3展示館で異なる催事が開催された場合においても、快適に利用できる幅員の確保に努めること。また、雨に濡れずに行き来できるなど、利用者目線に立った内容とすること。
 - ・来場者動線の整備にあたっては、短期的に使用するものとしても良いが、恒久的に使用できるものとした場合は、将来の増築に支障がないものとする。

ウ 搬出入動線

動線計画については、「参考 k 配置・動線計画図」を参照すること。

- (ア) 搬出入車両は、西側（南京大路）から敷地へ入り東側（臨港道路4号線）に出る動線とすること。
- (イ) 資機材の搬出入は、主に2トン車、4トン車、10トン車で行われるが、低床セミトレーラー（20m程度）が利用される場合でも、円滑に搬出入が行えるような計画（出入口幅、軌跡、勾配など）とすること。
- (ウ) 小型の搬出入車両（ワンボックス車など）が、新第2展示館の搬出入の際、第3展示館南側の立体駐車場と敷地内で相互に移動できるよう、動線を確保すること。
- (エ) バックヤードと新設施設との段差はなくし、円滑に搬出入が行えるよう計画すること。
- (オ) 新第2展示館東側とイベント館の間には、新第2展示館及びイベント館への小型の搬出入車両（ワンボックス車など）が通行できる搬出入通路を設けること。

(6) 平面計画

- ア 利用者と主催者、施設管理業者の主動線を明確にし、各者が分かりやすく、利用しやすい配置とすること。
- イ 緊急事態等発生の際に、避難誘導や救助活動等が容易に行えるよう、安全で分か

- りやすい配置とすること。
- ウ 既設建物の機能との連携を図り、複数館同時利用を考慮した諸室配置とすること。
- エ 将来の増築を見据えた諸室配置とし、増築時への影響も考慮した設備諸室・機器の配置計画とすること。
- オ 利用者が分かりやすく、見通しの良い計画とし、柱や梁などにより利用者の流れを妨げない計画とすること。
- カ 設備機器等の改修時に効率よく搬出入が行える通路及び昇降路、開口を計画すること。
- キ 必要諸室については「別紙 06 諸室性能リスト」を参照することとし、諸室別の平面計画については提案とする。

(7) 外装及びデザイン計画

- ア 平面構成、断面構成及び構造計画と整合されたデザインとし、機能性と意匠性が合致した計画とすること。
- イ 周辺環境と調和させるとともに展示場として相応しいものとする。なお、色彩については、第1展示館やコンベンションセンターとの調和を図ること。
- ウ 屋根材及び外壁材は、雨の打撃音や飛行機等の騒音に対して、展示会開催に支障をきたさない防音性を有すること。
- エ 施設内の音は外部に対して防音に配慮すること。
- オ 施設内で利用者が快適に過ごせる断熱性を確保すること。
- カ 防鳥・防虫や鳥害対策（主に鳩）として、屋根・庇や梁等の形状や仕上げ材に配慮すること。
- キ 外装主材及び表面仕上げは耐久性や防汚性及びメンテナンス性（清掃管理も含む）に優れ、展示場としての意匠にも配慮したものとする。なお、屋根・外装のグレード（目安）について、以下を想定すること。
屋根：ガルバリウム二重折板
外装：コンクリート化粧打放し（下部腰壁）、ALC
- ク 外部にさらされる部分は、雨や強風等に対する耐久性に配慮すること。また、塩害・防錆対策を講ずること。
- ケ 外装等の仕上げは、構造躯体の保護を考慮すること。また、外部に露出する鉄部は溶融亜鉛めっきとし、特に来場者から見える鉄部は溶融亜鉛めっき等下地の上、フッ素樹脂等耐候性の高い塗装仕上げとすること。
- コ 外装材等の落下による利用者への危険の回避にも留意すること。
- サ 設備機器等は外部から直接見えないよう工夫した計画とすること。また、目隠し板等を設ける場合は外壁の仕上げや周囲の景観と調和する意匠とすること。
- シ 手摺りの位置、形状、材質及び色彩等は、耐久性・景観性に配慮すること。また、外部手摺り等はさびや腐食を考慮し、原則としてステンレス製とすること。
- ス 各出入口には、その機能に応じて適切な大きさの庇を設けること。特に、エントランスモールには顔としての意匠性及び耐久性等に考慮した庇のある計画とすること。また、その他の庇においても、外観との調和に配慮した形状、仕上げとすること。
- セ 使用材料等については、「公共建築工事標準仕様書」等の遵守すべき法令等において JIS 等の規格等に基づく旨が記載されている場合、これによること。

(8) 仕上計画

- ア 「木材利用の促進に関する基本計画（令和 4 年 4 月 愛知県）」、「名古屋市建築物等における木材の利用の促進に関する方針（令和 5 年 3 月改正）」に基づき、エントランスモールなど直接市民が利用する機会が多い部分及び家具等の備品は積極的に愛知県産の木材を使用し木質化を行うものとする。また、木材使用量について、設計業務完了時、建設業務完成時に市に報告すること。
- イ 材料等は、耐久性及び信頼性のあるものとすると共に、安全性、経済性等を考慮し、良好な品質を確保すること。また、「公共建築工事標準仕様書」等の遵守すべき法令等において JIS 等の規格等に基づく旨が記載されている場合、これによること。
- ウ 同一仕上げ面は、全面にわたり均一な仕上がりとする。
- エ 経年による変形や著しい変色、塗膜の剥離が生じないものとする。
- オ 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止すること。
- カ 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行うこと。
- キ 出入口回りについては、連続性やつながりに配慮し、内外の統一性を図ること。
- ク 内装仕上げについて、区画利用を考慮した部屋については、同一利用時に空間の連続性を考慮した仕上げとして統一性に配慮すること。
- ケ 日常的な使用による振動や衝撃で欠損や剥離等が生じない仕様とする。
- コ 壁面に設置する各種設備機械（消火器・消火栓ボックス含む）は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み、突出させないこと。
- サ バックヤード側の主要搬入経路上にあたる部分は、キックガードやコーナーガードを設けること。
- シ カーテンを設ける場合は、カーテンレールも設けること。
- ス スクリーンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、スクリーンボックスを設けること。
- セ ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会（2014 年 9 月 1 日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置すること。
- ソ 壁に取り付ける設備、備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設けること。また、地震時の剥落等の二次災害抑制に努めること。
- タ 造作等の開き戸が壁等へ接触する際は、周囲の障害とならない位置に戸当たり等の緩衝材を設置すること。
- チ 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口（600 角以上）により点検できるものとする。また、天井点検口の足元は、脚立等の設置できるスペースを確保すること。なお、天井点検口より天井内へ侵入する必要がある箇所については、機器の妨げがない位置へ設置すること。
- ツ 天井に取り付ける設備、備品等で落下防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地を設けること。
- テ 結露防止や結露水が室内に及ばない構造とすること。
- ト 清掃や補修、点検等、日常的な維持管理、定期的なメンテナンスのしやすさに配慮した計画とすること。
- ナ 仕上げ材は、諸室の用途、利用内容や形態等の特性に配慮した組合せとすること。

- ニ 使用する材料は、シックハウス症候群の原因となる物質を含まない材料を使用し、健康に十分に配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めること。
- ヌ 危険な凹凸を避ける等、怪我をしない形状・素材を使用し、利用者、特に身体の不自由な方への安全性に配慮すること。
- ネ 自然素材や地場資材の採用を積極的に検討すること。
- ノ 利用者の往来が想定される床面に EXP. J を設ける場合は、仕上材で隠蔽すること。
- ハ 床面に空調吹出口を設ける場合は、周辺の仕上材と調和させること。また、ピンヒールの歩行性や硬貨等の落下に配慮し、落下した場合には拾える構造とすること。
- ヒ OA フロアを敷設する室等で「別紙 06 諸室性能リスト」及び「別紙 07 事業者が設置する什器・備品等一覧」に重量物が設置または通行する旨が記載されている部屋は、必要に応じて床の補強を行うこと。
- フ OA フロアに間仕切壁を設ける場合、部分的に配線経路を確保すること。
- ヘ 梁型、各種設備機器（目的上隠蔽することができない設備機器を除く。）及びその横引き配管は、天井内に隠蔽すること。
- ホ 天井面に現れる各種設備機器の配置は、柱のスパン割からのモジュールを設定して行うこと。
- マ 人の触れる部分の間仕切壁については、事故防止に配慮するとともに、破損防止のため、衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること。
- ミ 階段等については、落下防止に配慮した計画とすること。階段幅は 90 cm 以上とすること。
- ム 吹き抜け等に設ける手すり壁については、物の落下対策や下からの覗き込みに配慮した計画とすること。
- メ 周辺より飛来する粉塵等による汚れの目立ちにくい素材や色調及び形状とすること。
- モ 原則、利用者通路は通行時に接触の恐れのある凸部や機器を設けず、安全面に配慮すること。やむを得ず接触の恐れのある部分については、物理的な安全対策を講じること。

(9) 建具計画

- ア 日常的な使用による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。
- イ ガラス扉及びガラス入り扉等は、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会（2014 年 9 月 1 日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入ガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置すること。
- ウ 外部に面する建具は、フッ素樹脂等耐候性の高い塗装仕上げとするとともに下部及び上部（建具が壁面と同面の場合）に水切りを設置し、浸水や壁面汚染防止に努めること。また、室内への浸水を考慮し、下枠両端にステンレス製水抜きパイプ及び床部に排水溝を設置するとともに可動部が室内に侵入することがない、開閉機構及び開き勝手とすること。
- エ 自動扉は、原則として開口幅 1,200mm 以上のスライド自動扉とし、挟み込み防止、引込み部の巻込み防止等の処置を行う。また安全センサー、扉ガラス衝突防止及

- び非常時開放装置を設けること。また、主要な外部出入口には、ステンレス製自動扉を設けること。
- オ 重量シャッターは、障害物感知装置を設けること。
- カ 外部出入口の上部全てに底を設置し、開き扉の場合は、外開きを原則とすること。出入口の有効開口部は 900mm 以上とし、各室の機能・規模に応じ、収納家具、備品、間仕切ユニット、設備機器、持込備品等が台車等で搬出入可能な寸法とするなど、使い勝手を考慮した幅、位置とすること。
- キ 屋上への出入口は、屋上防水の立上げの上に設置すること。その場合、容易に出入りできるよう適切に階段等を設置すること。
- ク 窓は、室の配置条件・近接性等の要求水準を満たすことができない、又は用途上窓を設けることが望ましくない場合を除き、中央監視室及び防災センター等の施設管理者が常駐する室には窓を設けること。ただし、視線等に対する配慮が必要な場合については適切な処置を講じること。
- ケ トップライト等、雨漏りのリスクを高める建具計画は避けること。
- コ 開放できる窓や防虫の必要な室のガラリ等には、網（ステンレス製）戸を設置すること。また、鳥の侵入が想定される給気口等については、防鳥網を設置すること。
- サ ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、ブラインドボックス又はカーテンボックスを設けること。
- シ 開口部の位置が低い場合は、手すり等を設置し、落下防止の処置を行うこと。
- ス 各諸室の施錠について、「別紙 06 諸室性能リスト」を参照すること。マスターキーグループピング、個別錠等については、設計段階において市と詳細に打合せを行い決定すること。なお、グランドマスターキーは将来増築範囲を見据えたマスターキーの本数を確保すること。
- セ 窓に設けるクレセント錠は防犯ロック付きのクレセント錠とすること。
- ソ すべての建具の押棒及びレバーハンドルは抗菌仕様とすること。
- タ キープランを作成し、市の確認を受けること。
- チ 使用材料等については、「公共建築工事標準仕様書」等の遵守すべき法令等において JIS 等の規格等に基づく旨が記載されている場合、これによること。
- ツ 外部扉の外側には、ピンヒール等の入らない、ノンスリップ仕様のグレーチングを設置すること。
- テ 利用者が使用する屋外からの出入口の戸は、自動式引き戸と手動式開き戸の両方を設置すること。その他の戸は、自動式引き戸、手動式引き戸または手動式開き戸の順でいずれかとする。
- ト 開き扉は、通行の妨げとならず、かつ扉が破損しない位置へ戸当たりを設置すること。また、開き扉が必要有効開口以上解放される位置に設置すること。
- ナ 両開き扉は、原則、片側の扉の幅が 800mm 以下としないようにすること。

(10) サイン計画

- ア 高齢者、障害者、児童・乳幼児、外国人などすべての人に配慮したユニバーサルデザインとすること。
- イ サインはわかりやすく視認性に優れたものとし、ISO 規格や JIS 規格の案内用図記号、標準案内用図記号ガイドライン等に基づくものとすること。
- ウ デザインや仕様等の意匠性に統一性があり、かつ連続空間と調和し、視認性に優

- れた形状、寸法、設置位置、表示内容とすること。なお、色彩については第1展示館やコンベンションセンターに設置されるものとの調和を図ること。
- エ 外部サインは特に堅固で錆の発生しにくい材質とすること。
- オ サインシートは耐候性仕様とすること。
- カ 車両の敷地出入口に案内サインを設置するとともに、駐車スペースまで円滑に移動できるよう誘導サインを適宜設置すること。
- キ 西側敷地外より視認可能な新施設の番号のサインを設けること。
- ク フロア案内図は、エントランスモール内の主要な動線上に設置すること。
- ケ 誘導サインは、目的地へ円滑に到達できるよう適切に配置すること。なお、可動間仕切り壁等により、利用者が使用できる範囲を変更するなどの運営が想定される場合は、マグネット式サイン等を活用するなどし、利用者に分かりやすい案内・誘導等が行えるようにすること。
- コ 各室に室名札を設置すること。また、室名、設置場所、大きさ、表示内容等は、市との協議によるものとする。
- サ 展示室の分割利用時において、分割されたそれぞれの展示室への来場者誘導がわかりやすくなるようなサインを設置すること。
- シ 各種法令に則ったサインを設置し、関係諸官庁との協議で必要となるサイン等については事業者の責において設置すること。
- ス 場内の円滑な誘導として、各所床面へのサインも可能とする。
- セ 施設名称表示を南京大路から視認できる敷地出入口及び主玄関付近の分かりやすい位置にそれぞれ設置すること。
- ソ 新施設の供用開始までに、既存施設におけるサインの張り替えを行うこと。また、既存施設におけるサインは新施設のものと同表記等を統一させること。なお、既存施設におけるサインの位置及び箇所数は「別紙 05 既設サイン配置図」を参考とすること。
- タ 広域サイン等には、市に指定されたロゴを記載し、施設名称を「ポートメッセなごや」とする。なお、ロゴの色彩についても市に指定されたものとする。
- チ ピクトサインは原則、既設施設で使用しているものを採用すること。
- ツ 本事業にて作成したサインのデータを編集可能なデータで提出するとともに著作権は市に帰属させること。

(11) 設備計画

ア 共通事項

- (ア) 総合的・経済的な検討を行って整備すること。
- (イ) 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- (ウ) 高調波抑制対策に努め、受変電設備・設備機器に必要な対策を講じること。
- (エ) 設備の選定・設置においては、鉄粉やコークス等飛来する粉塵を考慮したうえで、必要な対策を講じること。
- (オ) 屋外に設置する機器類は耐重塩害仕様とし、配管類も塩害に配慮した材料を使用すること。
- (カ) 各種設備の監視・操作等は、容易に操作が可能とするとともに、オペレーションマニュアルを整備すること。
- (キ) 将来増築を考慮した設備構成、配置計画、構造、システム構成とすること。

(ク) 保守管理性、設備更新及び将来の拡張性を考慮し、配置計画を行うこと。

イ 電気設備計画

(ア) 共通事項

- 施設の適合性、保守管理の容易性、災害時の対応等を総合的に判断し、機器選定を行うとともに、安定した電力供給システムを構築すること。
- 環境への配慮と省エネルギー性を考慮したシステムとすること。
- 災害時、設備更新時の電氣的なバックアップについて考慮すること。
- 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。また、外部からの見え方にも配慮し、目隠し等を設けること。
- 高所に設置した器具は容易に保守管理できるようにすること。
- 重要な電気機器は2階以上に設置し、浸水対策を講ずること。
- 「別紙 06 諸室性能リスト」の「個別計量」に定める通り、電力は利用区分毎（展示室、各諸室）に計量及び記録し、中央監視設備及び料金計算システムで集計することができるようにすること。
- ケーブルは、環境に配慮したエコケーブルを採用すること。
- ケーブルラックは、弱電、低圧、高圧ケーブル等を分けること。また、電波等の影響による障害を起こさないように必要により対策を施すこと。
- ケーブルの行先が分かるよう、ケーブルの末端に表示すること。

(イ) 受変電設備

- 負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- 保守停電時のバックアップ送電に留意すること。
- 点検等による停電が短時間で済む工夫をすること。
- 受変電設備は閉鎖型とし電気室内に設置すること。
- 省エネルギーを考慮して、超高効率用の変圧器とすること。
- 電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- 中央監視設備で遠隔操作ができるようにすること。
- 大雨等による浸水・冠水対策等に配慮した配置・構造とすること。
- 新施設の東側に展示施設を将来増築することを見越した饋電盤の配置を計画すること。
- 既存施設（第3展示館・イベント館・交流センター）へ送電するための饋電盤を設置すること。
- 第7 2 (2) 電気設備に規定するインフラ盛替え業務の内容をよく考慮して計画すること。

a 特別高圧受変電設備

- 特別高圧 77kV 本線予備線方式とする。計器用変成器（VCT）の製造及び設置は電力会社にて行うこととし、特別高圧の引込及び VCT の製造及び設置に係る調整を電力会社と行うこと。整備に係る費用は工事負担金として本事業に含むこととする。特別高圧変圧器 2 台（1 台予備）を設け、並列運転も可能な計画とすること。容量については、既存施設を含めた容量として事業者の提案による。

b 電力監視設備

- 電力監視設備は中央監視室に設置し、受変電設備や発電設備、直流電源装置、動力設備の遠方操作や状態監視、警報監視、電力デマンド監視などを行えるシステムとして整備すること。
- また、電力監視設備は、中央監視設備と一つの監視用 PC で操作できるようにすること。装置画面については、将来増築時におけるシステム改修を見越したものとする。
- 既存第 3 展示館エネルギーセンター中央監視室にも操作可能な監視用 PC を設置すること。
- 今回導入する電力監視設備で監視する範囲は、本工事で設置する設備（受変電設備、発電設備、直流電源装置、動力設備の遠方操作・状態監視・警報監視・電力デマンド監視など）とする。
- 既存館（第 3 展示館、交流センター、イベント館）の設備については、引き続き、既存第 3 展示館エネルギーセンター中央監視室にある既設電力監視設備により監視を行うものとする。そのために必要となる既設電力監視設備の改修については、本事業に含めるものとする。

(ウ) 幹線・動力設備

a 幹線設備

- 利用形態に合わせ、ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理を容易に行えるようにすること。また、利用区分毎に消費電力量を把握できるようにすること。
- 将来の幹線増設が行いやすいよう、増設スペースを見込むこと。
- ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性を考慮して選定すること。
- イベント用分電盤、コンセント設備は各諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。なお、展示室内におけるイベント用分電盤の容量は下表による。

	電灯	動力
電源容量	140VA/m ²	180VA/m ²

- イベント用分電盤については、展示室内ピットの各所に設け、イベント用の仮設配線を考慮した構造とすること。安全対策として、充電表示灯を設けること。銅バーへの接続は、ボルト接続とすること。また、過電流によりイベント用分電盤の上位ブレーカーがトリップした際、他のイベント用分電盤に影響のないよう全て単独回路とし、ブレーカーには漏電リレー（ELR）を取り付け、中央監視室及び既存第 3 展示館エネルギーセンター内中央監視室に警報を送ること。
- イベント用分電盤のサイズや内部の仕様等については市と協議の上決定すること。
- 仮設の装飾や受付などの利用を想定し、エントランスモール内の南北両壁面に分電盤（電灯用）を設置すること。分電盤 1 面あたりの主幹ブレーカーは 3P100A とし、主幹ブレーカーの二次側に仮設ケーブル接続用の端子台及び電灯コンセントを 3 つ設けることとし、仮設ケーブルの支持ができるような仕様とすること。また、分電盤（電灯用）全て単独回路とすること。
- 分電盤（電灯用）のサイズや内部の仕様等については詳細設計時に市と協議を

行うこと。

b 動力設備

- 空調機、ポンプ類等、電力が必要な設備に電源を供給すること。
- 動力制御盤は、各機械室内に整備すること。また、機器の警報は中央監視設備で受信及び表示できるようにすること。
- 動力盤配置計画は、保守性や将来の拡張性も考慮すること。

(エ) 電灯・コンセント設備

- 照明器具は、装飾的照明と機能的照明に区分し、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。
- 省エネルギー・高効率・高寿命タイプ（LED 照明等）を利用するとともに、維持管理の容易なものとする。
- 器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。特に高所に設置するものについては、点検用歩廊の設置又は高所作業車での点検等を考慮した構造とし、保守が行いやすい計画とすること。
- 展示室の照明設備は調光機能を有するものとし、主催者事務室にて調光、点滅操作を可能とすること。なお、誤操作防止処置を施すとともに、有線対応の機器を採用すること。
- 展示室の照明設備は、分割利用に応じた照明管理及び展示室全体の照明管理をできるようにすること。展示室の照明制御は、将来の増築を考慮したシステムとし、拡張可能なシステム構築とすること。
- 各諸室は個別制御とし、エントランスモール等の共用エリアは既存イベント館防災センター及び防災センターにおいて集中制御とすること。
- 点滅区分を適正にして、こまめな消灯ができること。
- トイレ、非常階段などの人通りが少ない場所等については、人感センサー等を有効に設置し消費電力の低減に努めること。
- 非常照明、誘導灯は関係法令や所轄消防署の指導に準拠し、整備すること。また、非常照明は電源別置型とすること。
- その他、必要に応じて保安照明を設置すること。
- イベント開催及び保守管理に必要なコンセント（防水カバー、鍵付き）を外壁面（屋外）に設けること。
- コンセントの位置は利用を考慮した位置とすること。

(オ) 電力貯蔵設備

a 直流電源装置

- 受変電設備制御用と非常照明用等の直流電源装置を設けること。
- 直流電源装置の蓄電池は、長寿命型とすること。
- 直流電源装置の蓄電池及び整流装置は、閉鎖型とし、受変電設備との連携に配慮すること。

b 無停電電源装置

- 中央監視設備、電力監視設備、料金計算システム、防犯・入退室管理、情報通信設備及び防犯設備等の主要機器に対する瞬時停電対策用として設置すること。

(カ) 発電設備

a 非常用発電設備・燃料貯蔵設備

- ・災害時等に対応するため停電時非常用電源を整備すること。発電設備の能力は、各関連法令に定めのある機器類の予備電源装置として設けること。
- ・起動時の信頼性は高く、運転時の出力は安定した設備とすること。
- ・大雨等による浸水・冠水対策等に配慮した配置・構造とすること。
- ・中央監視室及び既存第3展示館エネルギーセンター内中央監視室にて遠隔操作ができるようにすること。
- ・非常用発電機は長時間の連続運転が可能なものとし、容量は新設施設と既存施設の負荷容量を加味して提案に求める。新設施設の保安用負荷容量は下表、既存負荷容量については「参考1 既設発電機負荷一覧表」による。
- ・建築基準法における予備電源の機能及び消防法における非常電源の機能を有すること。
- ・非常用発電機の燃料タンクは、自動ポンプにより給油できるようにすること。非常用に要する容量の他、別途保安用の容量も見込むこと。その際、非常用・保安用の燃料タンクは共用とすること。なお、保安用として使用した場合には、非常用分の燃料を使用しないようにインターロック等の処置を施すこと。
- ・燃料種はA重油とすること。
- ・災害停電時に利用者の帰宅困難者への対応が可能なよう、保安用負荷1日（24時間）分の燃料を保安用として見込むこと。保安用対象負荷は表2-8のほか提案による。
- ・給油口付近には、給油作業が行い易いように適切な照度を確保すること。
- ・新設非常用発電機から、既存第3展示館エネルギーセンター内非常用発電機及び既存イベント館内非常用発電機の対象負荷へ送電できるよう配管配線すること。

表 2-8 発電設備に接続する新設施設の保安用負荷

負荷の用途	負荷の種類	負荷の内容
発電機運転に必要な負荷	給排気ファン、補機	全数
保安用負荷	照明	「別紙 06 諸室性能リスト」による。
	通信、連絡用機器	全数
	換気設備	「別紙 06 諸室性能リスト」による。
	空調設備	「別紙 06 諸室性能リスト」による。
	給水・排水ポンプ	全数
	コンセント	「別紙 06 諸室性能リスト」による。
	監視制御装置	中央監視設備
		電力監視設備
		料金計算設備

b 太陽光発電設備

- ・屋上に太陽光発電設備を設置することとし、発電容量は 10kW 以上 50kW 未満のうち事業者提案によるものとする。なお、発電電力は新第2展示館及び既存施

設にて利用できる計画とすることし、余剰電力が系統側へ逆潮流しないよう、必要な対策を施すこと。

- 発電表示装置を中央監視室及び既存第3展示館エネルギーセンターに設置すること。
- 近隣事業者等への光害とならないよう、原則、太陽光パネルは低反射型とすること。
- 太陽光パネル及びパワーコンディショナー等の屋外に設置する設備は耐重塩害仕様とすること。

(キ) 弱電設備

a 構内情報通信設備（無線 LAN 設備）

- 新設施設の利用者及び来場者が快適に無線 LAN 環境を利用できるように、MDF 室にネットワーク機器を設置し、ネットワークシステムを構築すること。ネットワークシステムは、新設施設、第3展示館、イベント館及び交流センターを含む全体のものとするが、このうち第3展示館、イベント館、交流センター分については、既存イベント館 MDF 室に設置されている既設ネットワーク機器にて構築されているものを利用すること
- 新設ネットワーク機器を親として、当ネットワーク機器から既存イベント館 MDF 室既設ネットワーク機器まで光ファイバーケーブルを敷設し、接続すること。
- 敷地外からの通信事業者の配線の引込みに関する配管工事は本事業にて行うこととし、MDF 室の新設ネットワーク機器まで配管すること。配線工事は別途工事とする。なお、引込ルートについては既存の配管が使用できる箇所は使用してもよい。
- 無線 LAN 環境が利用できるエリアは搬出入口、展示室、出入口、エントランスモール、売店とする。
- 無線 LAN 接続により来場者がインターネットにアクセスできるように必要な配管配線、電源及び通信機器を含む設備等を整備すること。
- 新設施設の想定最大同時接続人数は 100 人程度とし、1 人あたりの利用想定帯域は超高画質（2Mbps）とする。また、既存イベント館 MDF 室にある既設ネットワーク機器の容量も見込むこと。既設ネットワーク機器の仕様については「（11）イ（シ）既存弱電設備仕様（参考）」を参照すること。
- 接続時の認証方法は施設内に掲示したパスワード、メールアドレス、SNS 等を利用した認証システムを用いるものとする。
- 将来の増築を考慮し、拡張可能なシステムとすること。拡張時の無線 LAN 接続の想定最大同時接続人数は 350 人程度とする。
- 各 EPS 内に整備する HUB 盤は、施錠できる設備とすること。また、機器発熱、放熱、埃・粉塵の対策を施し、専用の電源コンセントを設けること。
- 詳細な仕様については、市と協議を行うこと。

b 構内情報通信設備（有線 LAN 設備）

- 展示会主催者が利用する臨時ネットワーク用の配管・配線を設置すること。
- 各諸室に整備した情報コンセントから EPS まで配管・配線を敷設し、EPS から MDF 室及び MDF 室から敷地外までの引込ルートには配管を敷設すること。配管

のサイズ、本数等については詳細設計時に市と協議を行うこと。引込ルートの配線工事は別途工事とする。なお、引込ルートについては既存の配管が使用できる箇所は使用してもよい。

- 情報コンセントを整備する諸室は、「別紙 06 諸室性能リスト」を参照すること。
- 詳細な仕様については、市と協議を行うこと。

c 構内交換機設備

- 外線及び内線通話を基本とすること。
- 既存交流センター管理事務所にある電話交換機を使用すること。そのために必要となる既設電話交換機の改修については、本事業に含めるものとする。
- 各諸室への電話の設置については「別紙 06 諸室性能リスト」を参照すること。
- 「別紙 06 諸室性能リスト」の主催者事務室、商談室、中央監視室、防災センター、倉庫（ロッカールーム）の電話機は多機能電話機とし、外線、内線の区分けについては詳細設計時に市と協議を行うこと。
- 施設全体の構内電話交換設備に接続可能なシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- 携帯電話不感知対策工事用の配線経路、機器スペース及び電源については、各携帯電話通信回線事業者と協議を行い必要な容量を確保すること。なお、不感知対策工事は別途工事とする。

d 放送設備（業務用）

- 各主催者事務室に対応する展示室及び展示室全体、エントランスモールに音声放送を可能とすること。また、利用区分外の展示室への音声放送ができないような設定もできるようにすること。
- 将来の増築を考慮し、拡張可能なシステムを構築すること。
- 第1展示館、第3展示館、イベント館等の既存施設の放送システムと連携させ、必要に応じて、全館一斉放送が可能な放送施設とすること。
- 施設内案内用に放送設備を設置し、配管配線工事を行うこと。
- 音量調節器にて必要に応じて音量の調節ができるようにすること。
- 各種放送については、BGMの実施等についても考慮し、音声入力を2つ以上同時にできるようにすること。

e 放送設備（非常用）

- 既存イベント館防災センターの既存非常放送設備を改修し、新施設の非常放送を行えるようにすること。
- 既存緊急地震速報端末と連動して非常放送ができること。
- 避難誘導における自動音声は、2か国語（日本語・英語）対応とすること。
- 関連法令に定める非常用に放送設備を設置し、配管配線工事を行うこと。
- 火災時に火災報知設備と連動し、状況、避難について放送できること。
- 非常放送については、消防法及び所轄消防署の指導に準拠すること。

f 誘導支援設備

- ユニバーサルデザインの趣旨に基づいて、障害者等のための誘導支援システム

を設置し、利用者が施設内を円滑に利用できるようにすること。

g テレビ共同受信設備

- 「別紙 06 諸室性能リスト」において指定した諸室にテレビ端子を設けて、地上デジタル放送及び BS・CS 放送、各種ラジオ放送を受信可能な設備を新たに設置すること。
- テレビ端子を整備する諸室は、「別紙 06 諸室性能リスト」を参照とする。

h テレビ電波障害防除設備

- 新施設の建設に伴い、近隣に電波障害が発生した場合は、テレビ電波障害防除設備を設けること。

i 管理用カメラ設備

- 施設内外の防犯監視情報を統括するシステムを構築すること。
- 施設内外に設置する管理用カメラは、録画機能を有するものとし、建物外の四周、建物入口、エントランスモール、展示室、駐車場が死角なく見渡せるように設置し、既存イベント館防災センター、防災センター、中央監視室、既存第3展示館エネルギーセンター内中央監視室において、任意の映像を分割表示できるようにすること。また、主催者事務室においては対応する展示室内及びエントランスモールの映像及び音声を確認できるようにすること。詳細な設置場所については、事前に市と協議すること。なお、管理・記録の主装置は防災センターまたは MDF 室に、操作 PC は防災センターに設置すること。管理用カメラの設置台数・場所について、合理的な理由で市が追加要求した場合は、本事業に含めるものとし、要求水準の変更の対象とはならない。また、録画可能な期間について、最小で 10 日、最大で2週間未満とする機器を選定・設置すること。

j 防犯・入退室設備

- 入退室管理システム（電気錠、カードキーシステム）を構築し、施設内の防犯管理設備を計画すること。操作 PC は防災センターに設置すること。
- 非常時に警報を要する設備については、防災センター及び既存イベント館防災センターに通報可能とすること。
- 第1展示館、コンベンションセンターと連携可能なシステムにするとともに、イベント館内のメディアコンバータに接続すること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- 建物出入口は、常時出入りの監視を行うことができる防犯設備を備えること。その他、防犯設備、監視設備等を適切に設置する。設置個所については事業者の提案による。

k 非常呼出し設備

- トイレに非常呼出しボタン（全ての個室）を設け、異常があった場合、表示窓の点灯と警報音等により知らせる呼出表示盤を既存イベント館防災センターに設置すること。

(ク) 防災設備

- 関係法令及び所轄消防署の指導に従い、各種防災設備を設置すること。
- 既存施設と連携可能なシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
- 総合操作盤は既存イベント館防災センターにある既存総合操作盤を使用し、感知器の発報場所が特定できる方式とすること。なお、自動火災報知設備の鳴動に当たっては、新施設単体で鳴動を停止できるようにすること。
- 非常放送と連動し、非常放送により警報を発すること。
- 既存第3展示館エネルギーセンター内中央監視室及び防災センターに、新施設の火災信号を送り、火災警報を発するようにすること。
- 既存総合操作盤の使用に伴う改修については本事業に含む。

(ケ) 搬送設備

- 施設の維持管理用として、各種法規に準拠したエレベーター（定員6人以上）を1基設けること。なお、エレベーターについてはすべての階に着床させること。（屋上に機械室等を配置した場合や、太陽光発電設備を除いて日常的な保守点検が必要な設備・機器を設置する場合は、屋上も含む）
- インターホン親機及びエレベーター監視盤を防災センターに設置すること。また、故障警報やインターホン呼び出しの移報を既存イベント館防災センターに送ること。

(コ) 雷保護設備

- JIS Z9290-3 2019 規格に基づき、雷保護設備を設置すること。
- 雷による通信機器類の保護を行うために内部雷保護設備を設けること。

(サ) 接地設備

- 接地は統合接地方式とする

(シ) 既存弱電設備仕様（参考）

設備名称	設置場所	設置年	メーカー
中央監視設備	既存第3展示館エネルギーセンター	2007年	アズビル
電力監視設備	既存第3展示館エネルギーセンター	2012年	三菱電機
電話設備	既存交流センター管理事務所	2008年	NEC
放送設備(業務放送)	既存第3展示館主催者事務室	2011年	TOA
放送設備(非常放送)	既存イベント館防災センター	不明	Panasonic
構内情報通信設備	既存イベント館 MDF 室	不明	アライドテレシス
I T V設備	既存イベント館防災センター	2013年	Panasonic
入退室管理設備	第1展示館警備室・管理事務所1、 コンベンションセンター警備室、 既存イベント館防災センター	2022年	Panasonic
自火報設備	既存イベント館防災センター	2012年	能美防災

ウ 空調設備計画

(ア) 共通事項

- オゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指すこと。
- 安全性、将来性を考慮し、各諸室の用途・使い勝手・使用時間帯に適した空調システムを選定すること。
- 熱源機器配置の集約化や自動制御設備等を導入し、維持管理及び運転管理が容易なシステムとすること。
- 大気汚染防止法の特定施設に該当する機器を設置する場合は、煙道に排ガスの測定口及びばい煙濃度計を設けること。また、測定口は測定用の機器が容易に設置できる場所とすること。
- 主要な機器類（空調、換気、排煙、自動制御など）は室内設置とし、将来の機器更新などに対応可能な余裕のある設備スペースとすること。
- 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- 各諸室に要求される静寂性を確保すること。
- 設備方式、使用機材及び器材は、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理、省資源、省エネルギーに配慮したものとする。
- 地震時などの二次災害防止に配慮した計画とすること。
- 諸室環境に応じた適切な計画を行い結露防止や防カビ対策を行うこと。
- 将来増築分の容量や設備配置は見込まないこととするが、自動制御設備、中央監視設備及び料金計算システムは将来増築した設備と連携できるように拡張性を持たせること。

(イ) 空調設備

- 快適な室内環境が確保できるよう計画すること。
- 各諸室の空調管理は、中央監視装置で行えるようにすること。また、各諸室においても管理できるものとする。
- エアコンや空気調和機等に搭載されるフィルター・Vベルト等は清掃・交換時の運転が可能となるように1台につき予備を1セットずつ納品すること。
- 天井カセット型エアコンやファンコイルユニット等の天井面に設置する空調設備についてはフィルターの清掃性を考慮し、天井高3 m以上の箇所に設置されるものについては自動昇降機能を有するものとする。
- 展示室内の空調は、区分利用を考慮したシステムとして、それぞれで個別に操作や調整が可能なようにすること。

(ウ) 換気設備

- 各諸室の用途、目的に応じた換気システムとすること。また、シックハウス対策に配慮した換気計画とすること。
- トイレの排気は、専用の独立した換気設備とすること。その他臭気や空気汚染のおそれのあるエリアは、個別設備とすること。
- 展示室内の換気は、区分利用を考慮して計画すること。
- 省エネルギーを考慮し、居室には全熱交換器を設置すること。

(エ) 排煙設備

- 関係法令に従い、排煙設備を設置すること。
- 諸室環境に応じた適切な排煙方式を選定すること。
- 機械排煙の排煙口は維持管理の容易性を考慮し、自動復帰型とすること。

(オ) 自動制御設備

- 空調設備全体の運用に対し、適切なゾーニング計画に基づく適正な温湿度管理、空気質の管理が行えるシステムとすること。
- エネルギー使用の見える化や節電対策が図れるシステムとして、エネルギー管理システム BEMS 等を導入すること。
- 「別紙 06 諸室性能リスト」の「個別計量」に定める通り、空調、ガス、水道、電力は、利用区分毎（展示室、各諸室）に計量及び記録し、中央監視設備及び料金計算システムで集計することができるようにすること。
- エアコン類は空調の管理系統毎に集中リモコンを整備し、消し忘れを確認できるようにするなど施設運用に配慮すること。

(カ) 中央監視設備

- 空調設備の運転状態や警報状態を監視・操作等できる中央監視設備を中央監視室に整備すること。中央監視設備については、既存第3展示館エネルギーセンター内中央監視室でも操作・監視できるようにすること。
- 中央監視設備は電力監視設備と、一つの監視用 PC で操作できるようにすることとし、防災設備とも適切に連携されたものとする。詳細な仕様については、市と協議を行うこと。
- 設備機器類の日常運転や維持管理・異常警報等の監視システムを計画すること（電力監視装置も含む）。

(キ) 料金計算システム

- 空調、ガス、水道、電力等の計量データを集計し、使用料金を計算して利用者に請求できるシステムを構築すること。
- 利用区分毎及び利用期間毎に料金を計算できるようにするとともに、利用区分のエリア登録、計量データの選択登録、各計量データの単価等の登録及び変更が可能なようにすること。
- データ収集は、約5分毎に行い、CSV ファイルとして書き出し可能とすること。
- 使用料金は、請求書として印刷できるようにすること。
- 操作 PC 及びシステムは、防災センターに設置すること。
- 第1展示館の計量データを取り込み、上記と同様に料金計算できるようにすること。第1展示館より既存第3展示館エネルギーセンター内へ敷設されている情報通信ケーブルに接続すること。

エ 給排水衛生設備計画

(ア) 共通事項

- 利用者の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具とすること。
- 配管は、合理的なルートとなるよう計画し、経済性や維持管理のし易さに配慮した計画とすること。
- 諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うこと。

- 給排水などの配管改修時に施設運営の影響が少ない計画とすること。
- 地震時などの緊急時への対応及び二次災害防止に配慮した計画とすること。
- 外部に設備機器を設ける部分は、雨や強風等により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- 給水埋設配管は耐震性を考慮し、配管種は配水用ポリエチレン管（JWWA K 144 または PWA001）とすること。40A 以下の給水管については水道用ポリエチレン二層管（1 種）（JIS K6762）とすること。
- 外構等においても、適切な箇所に給水栓を整備すること。共用部分においては鍵付きとすること。
- 停電、地震、浸水などの災害時でも供給を継続できるように、関係する給排水設備を非常用発電機保安用対象負荷として接続すること。

（イ）給水設備

【上水】

- 必要箇所に必要水量、水圧が定常的に確保できるシステムとすること。
- 給水方式は衛生的かつ合理的で経済性に優れた計画とすること。
- 受水タンクには、自動塩素滅菌装置、感震器連動の緊急遮断弁及び給水栓を設けること。
- 屋上緑化、壁面緑化及び構内緑化等の緑化部への給水は自動給水システムとすること。
- 新施設屋外北側壁面には、バケツへの給水が可能な蛇口を 2 箇所以上設けること。
- 受水タンクの容量、ポンプの容量等は、増築分は見込まないこと。
- 新第 2 展示館への水道引込配管については、将来の増築に備え、150A で新第 2 展示館内若しくは近郊まで引き込み、その付近で将来用に分岐しバルブ止めを行うこと。また、引込に際しては既設配管を適宜活用すること。

【雑用水】

- 雑用水と上水で水源を分ける場合は、雑用水配管と上水配管で配管種を分けることによりクロスコネクションの防止を行うこと。必要水量は、増築分は見込まないこと。

（ウ）給湯設備

- 給湯設備を設置することとするが、設備の種類については事業者の提案による。
- 維持管理及び更新を考慮し、給湯設備から供給場所までが近距離となるような配置を計画すること。

（エ）排水通気設備

- 施設内で発生する汚水については、浄化槽を経由して既設構内排水管又は敷地外排水桝に排出できるものとすること。排水桝に接続する場合は、名古屋港管理組合と協議を行うこと。
- 排水配管は、排水トラップの破封及び逆流等が生じないように、適切に通気設備を設けること。
- 雨水は、既設構内排水管又は敷地外排水桝に接続すること。接続に当たっては名古屋港管理組合と協議を行うこと。

- エアコン室内機、ファンコイル等まわりのドレン管の口径は、スライムを考慮して、メーカー仕様等でやむを得ない部分以外は 32A 以上とする。エアコン室内機、ファンコイルユニット等の横引きドレン管がつまった時の清掃用に横引きドレン管の末端には掃除口および天井点検口を設けること。
- 排水配管（ポンプアップ配管に限る）は耐震性を考慮し、下水道用ポリエチレン管（JSWAS K-14）とすること。
- 汚水配管については、将来増築分を接続する配管系統を計画するとともに、増築分を接続する部分については、今回施設で必要とされる分の 2.2 倍の排水量を見込む配管径とすること。

（オ）衛生器具設備

- トイレは、「別紙 06 諸室性能リスト」を参照し、収容人員、想定用途を鑑みて適切な配置・動線等を計画すること。

（カ）その他設備

a ガス設備

- 必要箇所に、必要容量のガスを、安全性を確保した上で供給できるシステムとすること。
- ガスを使用する場合、各ガス使用箇所にガス漏れ警報装置を整備し、受信装置を中央監視設備に取り込むこと。
- ガスを使用する場合、施設全体のガス供給が停止することができる緊急遮断弁を設けること。緊急遮断弁は、地震で感知して遮断する機能を有するとともに、緊急遮断弁操作は、中央監視設備にて手動にて行えるようにすること。
- ガスを使用する場合、新施設への引込配管については、将来の増築に備え、配管を 100A で新施設内若しくは近郊まで引き込み、その付近で将来用に分岐しバルブ止めを行うこと。

b 消防設備

- 関係法令及び所轄消防署の指導等に従い、適宜設置すること。なお、特例申請は原則行わないものとするが、特例申請する場合は将来の増築及び施設運用上に影響しないことを前提に、その合理性を証明したうえで市と協議を行うこと。
- 発電機室、特別高圧電気室、中央監視室、防災センター、MDF 室は特殊消火設備を設けることを基本とする。また、消火設備稼働後の設備損害がない消火方式の採用を検討すること。不活性ガス消火設備を採用する場合は、二酸化炭素以外の消火設備とすること。ただし、MDF 室については、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分として取り扱うことができる場合に限り、特殊消火設備の設置をしないこととすることができる。
- 新施設及び第 3 展示館スプリンクラーへの兼用供給可能な給水量・圧力・水量水源を考慮したスプリンクラー設備とすること。なお、第 3 展示館スプリンクラーへの配管接続は将来用として、配管経路を計画すること。
- 新施設の建設に伴い、構内に設けられている消防水槽では必要水量が足りなくなるため、新たに消防水槽を設置すること。消防水槽の位置は増築範囲を見据えたものとする。

(12) 外構計画

ア 範囲

- 外構の整備対象については、「別紙 01 事業区域図」に示すとおりとする。なお、現第2展示館解体後の構内道路より北側部については整地程度とする。

イ 植栽

- 本敷地内の緑化については、「緑化地域制度マニュアル」（名古屋市緑政土木局）に基づき、計画を行うこと（設計段階で関係部署と協議・相談をすること）。
- 展示場敷地全体（現第2展示館撤去後に近隣事業者へ引き渡す分を除く）で緑化率10%以上を確保すること。なお、本事業で整備する緑化面積は1,949 m²以上とし、バックヤードの有効利用及び将来拡張の観点から支障とならない位置・範囲にて緑化を行うこと。また、既存緑地及び今後市で緑化を予定する範囲については「別紙 11 既存緑地面積図」を、将来拡張の位置に係る方向性については「参考」新第2展示館将来拡張イメージ」を参考とすること。
- 平面部分での緑化に努めるものとする。
- 周辺環境に調和した緑化空間を形成すること。
- 利用者が緑を実感できるようにするとともに、周辺地域へ配慮した計画とすること。
- 樹種の選定に当たっては、剪定や刈込の必要性が少ない樹種を選定するなど、維持管理費用が少なくなるよう工夫をすること。また、沿岸部であることを考慮し、耐塩性のある樹種を選定すること。
- 周辺施設への影響を考慮し、花粉等の飛散が少ない樹種を選定すること。
- 新設、既設を問わず、建物や工作物等へ影響を及ぼさない配置及び樹種の選定とすること。
- 歩行者や車両通行の妨げとならない配置及び樹種の選定とすること。
- 自動灌水設備や縁石、支柱等により樹木等の生育が適正に確保されるものとする。
- 散水設備の設置や周囲に作業スペースを設けるなど、容易に維持管理できるよう工夫すること。
- 車両出入口付近等の植栽については、運転手の視認性を低下させないよう配慮すること。

ウ 利用者動線

- 原則として車路と利用者用通路を分け、できる限り交差させないこと。
- 利用者動線における舗装仕上げ材は降雨、降雪、凍結等による歩行者等の転倒を防止するため、濡れても滑りにくいように表面を粗面又は滑りにくい材料で仕上げることをとし、必要に応じて庇等を設置すること。

エ 車路

- 車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない構造とすること。敷地境界北側から約30mの部分は敷地内東西方向全域において車両の通行を考慮した舗装とすること。
- 車両が無理なく通行できる車路幅を確保し、安全かつ円滑に通行できるように舗装面への白線引きや案内標識等、適宜計画すること。

- 舗装は通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水枳及び側溝の蓋等も含め耐荷重性能等適切な計画とすること。また、通行により舗装面が傷つかないものとする。
- 適切な排水性能が継続的に確保でき、環境配慮に努めた舗装の仕様とすること。
- 施設のメンテナンスなども考慮し、適切な位置に車路を設けるとともに十分な幅員を確保すること。
- 安全性を確保するため、カーブ部に十分な車路の幅員を確保するとともに、見通しを良くして死角を無くすように努め、必要に応じてカーブミラーを設置すること。
- 車路及び新第2展示館の搬出入口付近に傾斜部を設ける場合は、低床セミトレーラー（20m程度）の通行にも支障がないよう、横断断面を可能な限り緩勾配とすること。
- 水たまりができないよう排水計画を行うこと。
- 構内動線の考え方については、「参考 k 配置・動線計画図」を参照すること。

オ 駐車場

- 敷地境界北側より約 30mの部分の搬出入スペースとし、大型車の駐車も考慮すること。その他、適宜必要な箇所に駐車場を設けること。
- 駐車スペースは乗降しやすい広さを確保すること。
- 車両の回転半径や全高等を考慮すること。
- 搬出入車両の滞留スペースに十分考慮して計画すること。
- 今回事業における付置義務駐車場は、既設を使用するものとする。
- 駐車スペースについて、駐車区画線等の路面標示を施す必要は無いが、隣地へ隣接するエリアや工作物等に隣接する部分については車止めを適宜設けること。

カ 外灯

- 建築物や周辺環境及び駐車場に調和した外灯計画とすること。外灯は、自動点滅器及び時間点滅が可能な方式とすること。
- 構内には夜間巡回するにあたり適当な外灯を設けるとともに、夜間の搬出入を考慮し、門、車路及び搬出入口付近は十分な照度を確保すること。
- 駐車場、ゴミ置き場の平均照度を 10Lx 以上とすること。ただし、敷地境界北側の約 30mの車路及び駐車場部分については、中央 10m以外の部分のみを対象とする。
- 防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、点滅方式は、外光・人感・年間ソーラーカレンダータイマー等による自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。また、必要に応じて防災センターで個別に制御できること。
- 屋外照明については、光害に配慮すること。可能な範囲で色温度の低い落ち着いた照明を設置すること。
- 屋外照明は、必要に応じて減灯できるように回路分けを行うこと。
- 防災センターで回路ごとに点滅操作ができること。
- 故障等によりすべての屋外照明が点灯しなくなることが無いように複数の系統を設けること。

キ ゴミ置き場

- 「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び「同施行規則」に基づき、ゴミ置き場を設置すること。ゴミ置き場は、新第2展示館周辺に主催者用のものと、事業区域内に施設管理業者用のものをそれぞれ場所を分けて設置すること。
- 歩道、空地等から容易に臨めないよう、植栽や建築物等で遮蔽するなど、ゴミ置き場の位置や規模を工夫し、景観に配慮すること。
- 事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び再利用可能な資源物ごとの保管場所を設けること。
- ゴミ置き場は、犬、猫、カラスなどの小動物により荒らされないよう、適切な対策を行い、清潔に維持されるよう配慮すること。また、生ごみ等の保管場所については臭気対策を講じること。
- バックヤードから利便性の高い場所に設置する等、ゴミの搬出経路を考慮した位置に設置すること。
- ゴミ置き場には、一人で移動可能な小型コンテナボックス（W700×L1400×H900程度）を10基設けること。
- ゴミ置き場周辺に、作業スペースを設け、照明及び電源、給排水を整備すること。

ク 喫煙スペース

- 屋外での喫煙スペースを1箇所以上設けること。
- 庇は不要とし、喫煙スペースを示すサインや副流煙対策・目隠し対策を講じること。

ケ その他

- 経年変化、劣化、退色及び極度の汚染等がない計画とすること。
- 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とすること。
- 消防設備を含む各種設備等についても、その位置や形状、材質や色彩等の外観は施設との調和に配慮し、施設全体として景観形成を図ること。
- 歩道、車路及び植栽等の仕上げの見切りは、縁石を設ける等意匠的及び構造的に適切に処理する等、明確な歩車分離を図ること。
- 敷地に対して盛土造成を行う場合は、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、搬出入などの機能面、法面処理や土留め擁壁等段差処理に対する意匠面などを総合的に勘案し、適切に計画すること。
- 構内舗装・排水の設計に当たっては、「構内舗装・排水設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」に記載されているものと同等以上であることを原則とすること。
- 舗装の種類を選定に当たっては、アメニティ・景観等への配慮、排水負担の軽減などに配慮すること。
- 適切な箇所に給排水設備を設けること。
- 排水溝には全てグレーチング等の蓋を設置すること。人が通行する可能性がある部分のグレーチング等の蓋の形状については、ピンヒールや硬貨等が落ちにくいよう配慮するとともに、落ちた場合には拾える構造とし、盗難防止対策を講じること。
- 歩道などに側溝等を設ける場合は、化粧蓋とするなど、景観面に配慮すること。また、各種マンホール蓋についても景観面に配慮し、化粧蓋とすること。

- マンホール蓋はその用途が分かるよう明記すること。
- 定期的に点検で使用するマンホール等は、駐車スペースを避ける等の配慮をすること。
- 階段その他段差を設ける場合において、段鼻は段の全長にわたって十分な太さで色彩、色相または明度の差、輝度比等を確保すること。
- 夜間等に敷地内へ無断駐車等されないよう、出入口には門扉又は車止め支柱（埋め込み式チェーン付）等を設置し車両の進入を防止すること。
- 消防活動空地等、必要な機能を適切に確保するとともに、そこに至るアプローチも適切に確保すること。
- 敷地北側の隣地との境界付近（「別紙 01 事業区域図」参照）において、隣地での事業運営に支障にならないよう、構内道路又は車路等の北側一帯にフェンスを設置すること。
- 道路からの乗入の改修については、本事業に含まれる。その際、関係諸官庁及び近隣関係者への説明及び申請等については、事業者において行うこと。
- 既存の敷地西側中央門については撤去とし、敷地内西北側出入口及び東側出入口のみ門扉又は車止め支柱（埋め込み式チェーン付）等を整備すること。なお、撤去後の歩道、擁壁及びフェンス等の復旧については本事業に含まれる。その際、関係諸官庁及び近隣関係者への説明及び申請等については、事業者において行うこと。
- 外部から第三者が容易に侵入できないような対策を講じること。
- 敷地内西側には、応急給水栓が設置されているため、本施設の建設に支障となる場合には、関係諸官庁と移設場所及び工程等の調整を行うこと。
- 新設施設の建設に伴い支障となる屋外連絡通路及びゲート・警備員詰所は撤去すること。屋外連絡通路の撤去範囲は、交流センターからの動線及びエントランスモールとの接続を考慮した範囲とする。
- 新設施設東側の搬出入口から建屋内に円滑に物の出し入れができるように作業スペースを設けるとともに、北側敷地内通路からアクセスできる車路を整備すること。また、同作業スペースを使用し、イベント館西面の搬出入作業も円滑に行えるように整備すること。

（１３） 既存施設の改修

ア 改修概要

新設施設は、既存施設の第３展示館、交流センター及びイベント館と建築基準法上の同一棟として建設する予定である。そのため、既存施設は遡及を受け、既存不適格の改修等が必要である。本事業において、必要となる主な内容は以下に示すとおりであるが、事業者にて確認の上、確認申請及び改修等を行うこと。

イ 改修内容

既存施設において、遡及を受ける主な内容を以下に示す。

- 既存エレベーターの昇降路の防火設備による区画

ウ 既存エレベーター仕様

設置場所	号機	用途	昇降方式	積載量 (kg)	停止階	設置年	メーカー
交流センター	1	乗用	油圧	900	4	1993 年	フジテック
	2	乗用	油圧	900	4	1993 年	フジテック
	3	人荷共用	ロープ	1350	2	1993 年	フジテック
	4	人荷共用	油圧	1000	4	1993 年	フジテック
イベント館	1	乗用	ロープ	750	2	1987 年	フジテック
	2	荷物用	油圧	1000	2	1987 年	フジテック

第3 統括管理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

事業者が実施する設計業務、建設業務、浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務、関連インフラの盛替え業務、工事監理業務、現第2展示館の解体・撤去等業務について、各業務を総合的かつ包括的に統括して管理できる体制を構築するため、事業者は統括管理業務を実施する。

ア 「本書及びその別紙のとおりに本施設及び成果物を完成させること」を実現するため、事業者は施設整備を実施する管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理）の業務内容を精査した上で役割分担を適切に行うとともに、各技術者の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行うこと。特に本施設の品質確保を実現するため、品質確保プロセスを適切に計画、実行し管理すること。

イ 事業者は、管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理）が適切に業務を実施するように、それぞれの業務管理を行うものとし、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。

(2) 業務の区分

ア 統括管理業務

(3) 実施体制

事業者は、全期間にわたり「統括管理技術者」を配置し、契約締結後14日以内に業務計画書と合わせて、その氏名その他必要な事項を市に通知すること。また、各業務の「技術者（管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理））」においても同様に市へ通知した上で配置すること。なお、統括管理技術者は代表企業から、管理技術者（設計）は設計業務を行う企業から、監理技術者は建設業務を行う企業から、管理技術者（工事監理）は工事監理業務を行う企業から配置すること。

統括管理技術者の配置について、監理技術者との兼務は可とする。

(4) 報告事項

ア 業務計画書

事業者は、統括管理業務着手前に統括管理業務計画書を作成し、契約締結後14日以内に以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。

- 各業務の基本方針
- 業務内容（提案に基づく具体的な内容）
- 実施体制図
- 管理統制方法

イ 統括管理業務報告書

統括管理業務については、「月次業務報告書」を提出すること。なお、「月次業務報告書」は翌月10開庁日以内に提出すること。

月次報告書には事業者間調整の議事録及び事業進捗管理状況、市との協議事項等に関する進捗管理状況、変更に関連する事項のとりまとめを含めて記載を行うこと。

2 業務の要求水準

(1) 基本事項

- ア 事業全体の業務を一元的に管理できるマネジメント体制を構築すること。
- イ 連絡・調整の窓口となる業務担当者を設置し、市との適切なコミュニケーションに努めること。
- ウ 事業者は、事業期間を通して事業全体を統括する統括管理技術者を配置すること。

(2) 統括管理技術者の要件・業務

- ア 統括管理技術者は、建設業法第27条に規定する一級建築施工管理技士又は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者とする。
- イ 統括管理技術者は、入札説明書に定める基準日において単体企業若しくは共同企業体の代表企業に属し常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。
- ウ 選定した統括管理技術者の氏名、及び経歴等を書面により、市に提出し承認を得ること。
- エ 共同企業体の場合、各企業の提案・意見を聴取・調整することにより、効率的かつ効果的な事業実施を図ること。
- オ 市との適切なコミュニケーションに努めること。必要に応じて連絡・調整の窓口となる業務担当者を設置すること。
- カ 各業務の技術者（管理技術者（設計）、監理技術者、管理技術者（工事監理））を確認し、各技術者届を市に提出すること。なお、各業務の技術者が変更となった場合は、速やかに変更後の技術者を確認し、市に届け出ること。
- キ 各業務の技術者が業務を円滑に遂行し、法令を遵守するよう管理監督するとともに、必要に応じて指導すること。
- ク 市及びその他関係機関等との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。
- ケ 維持管理及び運営に配慮した施設整備（設計・建設）となっているか十分に確認すること。
- コ 各業務の履行状況を明確に把握し、要求水準を満たしているかを定常的かつ適切に把握・管理できる体制を構築し、機能させること。
- サ 各業務のコスト管理を適切に行うこと。
- シ 各業務のセルフモニタリング業務については、統括管理技術者が取りまとめ、要求水準を満たしているか十分に確認し、必要書類等を市へ提出すること。
- ス 要求水準書等の変更事項を市と事前協議した上で、変更事項をまとめた一覧表（各事項の変更金額を含む）を作成し提出すること。また、一覧表作成後は適宜追記又は修正とすること。
- セ 変更金額の根拠資料として、変更事項の数量・単価・金額等の詳細な内容が確認できる内訳書（見積を含む）や図面等（該当部分が一目でわかるような補足資料も含む）を作成し提出すること。
- ソ 各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。
- タ その他事業の必要な調整と管理に必要なことを実施すること。

第4 設計業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

本事業において整備する施設が「第2 施設の機能及び性能に関する要求水準」を満たし、本事業の目的に合致して、誰もが安全、快適かつ便利に利用できるサービスを提供可能な施設を設計する。

(2) 業務の区分

- ア 事前調査及びその関連業務
- イ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ウ 各種関係機関との調整業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ 既存施設の稼働継続にあたっての検討業務
- カ 障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務
- キ その他設計業務において必要な業務

(3) 業務期間

設計業務の期間は、原則、表1 事業スケジュールによる。ただし、計画上やむを得ず変更する場合は市と協議の上で工事着手に間に合わせるように事業者が計画すること。

(4) 実施体制

事業者は、管理技術者（設計）を配置し、契約締結後14日以内に業務計画書と合わせて市に通知すること。設計業務実施体制表には、管理技術者（設計）のほか、配置する建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、昇降機設備等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、昇降機設備設計担当者に限り、電気設備設計担当者または機械設備設計担当者と兼ねることができるものとする。

(5) 報告事項

ア 設計業務計画書

事業者は、設計業務着手前に設計業務計画書を作成し、契約締結後14日以内に以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。設計業務日程表は、調査工程、基本設計工程、実施設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、計画通知等各種手続き及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。

- 設計業務着手届（基本設計着手前、実施設計着手前）
- 設計業務実施体制表
- 設計業務日程表
- 管理技術者（設計）届（経歴書、資格証添付）

イ 設計期間中業務に係る必要書類

事業者は、設計期間中に以下の書類について、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、市及び関係機関との協

議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。

- 地質調査、土壌調査、現況測量等の設計に必要な事前調査報告書
- 各種申請等の手続きに必要な書類の写し
- 各種許認可書等の写し
- 打合せ記録簿
- その他設計に必要な書類等

ウ 設計業務に係る必要書類

- (ア) 基本設計及び実施設計終了時には、「別紙 09 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。
- (イ) 提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

エ 業務報告書・業務完了届

- (ア) 設計業務については、「月次業務報告書」を提出すること。なお、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。
- (イ) 月次報告書には図面等作成・提出管理状況を含めた業務の進捗管理状況及び関係部署等との調整状況の記載を行うこと。
- (ウ) 設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて、市に「設計業務完了届」を提出すること。

(6) 留意点

ア 市との調整

市と事業者との間で本施設の設計に係る協議を目的とする「設計部会」を開催する。「設計部会」は、市と協議の上で、定期的（1 回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 市による任意の確認

市は事業者に設計状況について説明若しくは書類（データを含む）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 進捗管理

設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との協議内容及び設計内容等について、統括管理技術者が把握できるよう管理技術者（設計）に逐次報告を行わせること。

エ 設計変更について

要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 関係機関との調整支援

市が国・県ほか関係機関及び庁内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

カ その他

事業者は、設計業務完了後速やかに、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）利用規約に基づき業務カルテを作成し、市の確認を受ける。また、確認後の業務カルテを（一社）公共建築協会 公共建築設計者情報センターへ提出の上業務カルテ受領書を受け取り、設計業務完了後 10 日以内にその写しを市に提出すること。

2 業務の要求水準

（１）事前調査及びその関連業務

事業者は、本事業に必要となる現況調査（既存工作物、植栽等を含む）、現況測量、地質調査、土壌調査、電波障害調査等、各種調査業務を事業者の責任及び負担において、必要な時期に適切な内容で行うこと。なお、地質調査を行った場合は、調査結果を一般財団法人国土情報センターによる検定を受けた上で、登録の手続きを行うとともに、検定証明書を電子データで提出すること。

事業者は、本計画に必要な範囲において、上下水道、ガス、電力、通信等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行い、市に報告すること。乗入口整備等についても同様とする。

事業者が市の協力を必要とする場合、市は資料提供、その他について協力する。

（２）設計業務（基本設計・実施設計）

ア 業務の実施

（ア）事業者は、関係法令等に基づき関係部署と事前相談、協議等を基本設計初期段階から行うこと。

（イ）市は、必要があると認めるときは、設計変更を求めることができる。また、事業者の事由により設計変更の必要性が生じた場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。

（ウ）基本設計及び実施設計時等において、当該部分の計画趣旨や工事計画等について、近隣事業者等への説明を実施すること。説明にあたり、資料作成、必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこととし、実施日や実施場所、参加人数等は市及び近隣事業者等と協議すること。説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。

（エ）近隣施設の営業状況に柔軟に対応できるように工事計画を策定するとともに、工事着手後も事前協議による近隣施設への配慮を行うこと。なお、年間 5 日間程度、騒音・振動を伴う作業ができない日があることを前提に、工事計画を策定すること。

（オ）建設業務段階において、国土交通省告示第 8 号に定める設計意図伝達業務を行うこと。

イ 積算業務

（ア）基本設計完了時及び実施設計完了時において、設計内容に基づいた積算を行うこと。また、内訳書を作成し、提出すること。

（イ）数量調書は建築実施設計委託仕様書第 28 条に記載の基準に基づき作成すること。

(ウ) 内訳書の構成については、公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）及び電気設備工事積算要領（名古屋市住宅都市局）、機械設備工事積算要領（名古屋市住宅都市局）の「内訳書作成例」に基づき細目別内訳まで作成すること。また、別紙明細についても詳細内容が分かるように漏れなく作成すること。

(エ) 内訳書は、請負代金内訳書（本事業における内訳書）とし、RIBC2 により作成し、データ及び印刷物を提出すること。（RIBC2 とは、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」を指す。）

（３）各種関係機関との調整業務

ア 事業者は、本業務に必要な協議、各種申請及び手続き等を事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。

イ 電気、水道、ガス、通信などのインフラ供給元、所轄消防署及び法令等の関係部署等との必要な協議を行うこと。

ウ 申請及び手続き等で関係機関等に提出した書類及び関係機関等より受理した許認可書等の写しを市に速やかに提出すること。なお、正副本の扱いについては市の指示による。

エ 協議、各種申請及び手続き等に必要な費用は事業者の負担とする。

オ 本事業に伴う計画通知の提出先は、名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課とする。

（４）セルフモニタリング業務

ア 事業者は、設計業務着手前に要求水準等確認計画書（チェックリスト含む）を市と協議の上で作成し、市に提出するとともに市の確認を受けること。なお、内容は「建築（外構を含む。）」、「構造」、「設備（外構を含む。）」に区分し、さらに「設備（外構を含む。）」は、「衛生設備」、「空調設備」、「電気設備」及び「昇降機設備」に区分すること。

イ 設計業務に係る要求水準等確認計画書のチェックリストにおいては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類等）、確認時期（設計図書を作成時期等）、確認者及びその他必要な事項を記載すること。また、要求水準の確認における図面等の資料（以下、「要求水準確認資料等」という。）については、チェックリストに図面番号等を示すこと。

ウ 設計業務に係る要求水準等確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。

エ 基本設計完了時、実施設計完了時に、「別紙 09 提出図書一覧」に定める図書と共に要求水準等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む。）を市へ提出し、要求水準に適合していることの確認を受けること。なお、設計の各段階において確定することが困難な事項がある場合は、困難な理由を市に説明した上で「実施設計時（または施工時）、要求水準に適合するよう対応」する旨を要求水準等確認報告書に明記し、実施設計時（または施工時）に内容が確定した段階で、改めて市の確認を受けること。

（５）既存施設の稼働継続にあたっての検討業務

設計時に既存施設の稼働継続を考慮し、本施設の配置や本施設及び解体・撤去等の

対象となる施設の施工手順等について十分な検討を行うこと。

(6) 障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務

設計段階（基本設計及び実施設計）及び施工段階（着工時、竣工時）において、障害者に関わる団体等へのヒアリングを行い、そこでの意見を参考とし、市と協議の上可能な限り本事業に取り入れること。なお、当該意見を踏まえた事業費は本事業に含まれるものとする。

障害者に関わる団体等へのヒアリングについては、市が行うバリアフリー整備相談支援事業にて行うものとし、事業者は、資料の作成及び現地での説明等を行うこと。

(7) その他設計業務において必要な業務

事業者は、その他設計業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第5 建設業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

建設業務は、設計業務において作成した設計図書に基づいて、新設施設の建設業務を行い、「別紙 07 事業者が設置する什器・備品等一覧」に示された什器・備品等を設置する。

(2) 業務の区分

- ア 建設業務着手前業務
- イ 建設業務及びその関連業務
- ウ 完工後業務
- エ 什器・備品等設置業務
- オ 施設の引渡し業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク その他建設業務において必要な業務

(3) 業務期間

新第2展示館の建設業務期間は実施設計完了後～令和11年7月31日（※）

（開業予定：令和11年10月）

（※）特別高圧電気設備の敷設や解体・撤去ヤードの外構整備等、関連インフラの盛替え業務や現第2展示館の解体・撤去等業務の進捗に応じて業務を完了させる必要があるもの（以下、「建設期間外業務」という。）については、当該期限に拠らないものとする。建設期間外業務の期限については、事業者にて提案の上、市の承認を受けて契約時に設定すること。また、以降、特段の定めのない限り、建設期間外業務の各種申請・手続き等は建設業務の内容に準じるものとする。

(4) 実施体制

事業者は、監理技術者を配置し、契約締結後14日以内にその氏名その他必要な事項を市に通知すること。建設業務実施体制表には、監理技術者のほか、配置する意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、専門別の担当者は複数の分野について兼務することができない。また、監理技術者は建設業務期間中、専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は担当業務の施工期間中、専任かつ常駐して業務を行うこと。

電気設備、機械設備及び昇降機設備の担当者については建設業務を行う企業から選任せずとも、建設業務を行う企業の一次下請け企業から選任しても良いものとする。

(5) 報告事項

ア 建設業務計画書

事業者は、建設業務着手前に建設業務計画書を作成し、当該業務着手30日前までに以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。

- 建設業務着手届
- 建設業務実施体制表
- 詳細工程表
- 監理技術者等届（経歴書、資格証添付）
- 工事記録写真撮影計画書
- 仮設計画書
- 使用機材報告書（使用機材毎のメーカー名をまとめた一覧表）
- 下請負届
- 施工体制台帳の写し
- 建設業退職金共済組合掛金収納書
- 緊急時の連絡体制表
- 品質管理計画書

ア 建設期間中業務に係る必要書類

事業者は、建設期間中に以下の書類を作成し、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、工事打合せ簿については、市及び関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、市に提出すること。なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- 機器承諾書
- 使用機材届出書
- 使用材料届出書
- 週間工程表・月間工程表
- 各工種別施工計画書・施工報告書
- 残土処分計画書・実施書
- 産業廃棄物処分計画書・実施書
- 再生資源利用計画書・実施書
- 再生資源利用促進計画書・促進実施書
- 生コン配合計画書
- 各種計算書各種試験結果報告書
- 各種出荷証明書
- マニフェスト（総括表のみ）
- 施工体制台帳の写し（追加・変更後随時）
- 工事打合せ簿
- その他施工に必要な届出等

イ 建設業務に係る必要書類

- 建設業務完了時には、「別紙 09 提出図書一覧」に示す書類をそれぞれ提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。
- 提出図書の体裁・部数については、「別紙 09 提出図書一覧」に定めるもののほか、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む）の保管場所を新施設内の倉庫に確保する

とともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

ウ 業務報告書・業務完了届

- 建設業務については、「年次業務報告書」及び「月次業務報告書」を提出すること。なお、「年次業務報告書」は年度終了後 10 開庁日以内、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。
年次報告書には予定進捗と出来高進捗を入れた工程表を添付すること。
月次報告書には施工図や施工計画書等を含めた工事関係書類の作成・提出状況及び近隣住民や関係者との対応状況、関係部署との調整状況の記載を行うこと。
- 建設業務完了時は、市に「建設業務完了届」をそれぞれ提出すること。

(6) 留意点

ア 市との調整

市と事業者との間で本施設の建設に係る協議を目的とする「建設部会」を開催する。「建設部会」は、市と協議の上で、定期的（1 回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等のすべてを事業者の負担で行うこと。

イ 市による任意の確認

市は事業者に建設状況について説明若しくは書類（データを含む）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 進捗管理

工事の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との協議内容及び工事内容等について、統括管理技術者が把握できるよう監理技術者に逐次報告を行わせること。

エ 設計変更について

市は、設計図書に対し、変更を求めることができるものとする。また、事業者として設計図書を変更する必要がある場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計図書の変更を行うことができる。なお、事業者は変更に伴う設計成果品の変更を行い、変更した設計成果品を市に提出すること。

オ 事故対応

工事に関連して事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに市に通報し、工事事故発生報告書を提出すること。

カ 災害対応

名古屋市域において震度 5 強以上の地震が発生したときは、現場の状況を確認し、被害の有無に関係なく、市へ報告を行うこと。また、震度 5 弱以下であっても地震により被害を受けた場合は、市へ報告を行うこと。なお、被災後、現場に勤務する事業者の作業員全員が現場を離れる場合は、報告事項を記載した書面を工事表示板設置箇所に掲示すること。

また、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、事業者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認

を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。

キ 関係機関との調整支援

市が国・県ほか関係機関及び庁内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

ク アジア・アジアパラ競技大会との調整

事業者はアジア・アジアパラ競技大会関係者及び大会工事事業者と、工事範囲、搬出入動線や工事スケジュール等の調整を行うこと。また、参考 i に記載のとおり、新設施設の工事ヤード内に競技大会用の設備を設置する予定である。当該エリアの防護柵はアジア大会工事事業者にて令和 8 年 4 月頃から令和 8 年 12 月中旬まで設置予定であるため、設置位置等について協議を行うものとする。

ケ 施設管理業者等との調整

事業者は施設管理業者やレストラン事業者（イベント館 1F レストラン、交流センター 1F レストラン及び喫茶店）の業務に支障をきたさぬように、必要な動線を確保すること。業務に影響を及ぼすようなことが想定される場合は、予め協議を行うこと。また、工事期間中の既存施設でのイベント開催に伴う搬出入動線の確保を行うこと。

コ その他

事業者は、受注時、登録内容変更時及び完了時に工事实績情報を作成し、市の確認を受けたのちに、(一財)日本建設情報総合センターに登録し、登録内容確認書を市に提出すること。

提出書類は、管理技術者（工事監理）が確認を行ったものを提出すること。

2 業務の要求水準

(1) 建設業務着手前業務

ア 近隣説明・準備調査等

- (ア) 事業者は、建設業務着手に先立ち、近隣事業者等に対して工事内容の説明及び建設準備調査等を充分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- (イ) 建設業務着手前において、当該部分の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画等）について、近隣事業者等への説明を実施すること。また、工事期間中においても、工事計画の節目等に同様の説明を適宜実施すること。説明にあたり、資料作成、必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこととし、実施日や実施場所、参加人数等は市及び近隣事業者等と協議すること。
- (ウ) 事業者は、騒音・振動に関する関係法令等を遵守することはもとより、近隣施設、近隣事業者の活動及び業務に支障が無いように安全を確保し、工事騒音、振動、粉塵の飛散等に十分配慮した工事計画で建設業務を実施すること。また、近隣事業者等の求めに応じて、工事内容の説明を適宜実施すること。
- (エ) 近隣事業者等への説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- (オ) 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者等と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。
- (カ) 工事期間中、毎月末の金曜日までに翌月の工程表等を作成し、近隣事業者等へ配布すること。なお、必要に応じて説明を行うこと。

イ 仮設計画

- (ア) 本工事において、設置可能な範囲で道路面・既存施設面等に対して防護柵を設ける。防護柵には完成予想図や整備状況などを設置し、周辺への広報等に配慮すること。また、令和8年12月20日までは、参考iに示す範囲の防護柵とすること。なお、イベント後は参考iに示す工事ヤード内の任意の位置に防護柵を設置してよい。
- (イ) 防護柵の設置個所は施設管理者の必要な動線を考慮して設置することとし、事業者は施設管理者業者及び市と協議の上、設置個所及び設置時期を決定すること。
- (ウ) 防護柵が既存の外灯等の障害となる場合や防護柵により夜間の明るさが確保できない場合には、仮設照明等により必要な措置を講ずること。
- (エ) 事業者は、仮設計画図を作成し、市の承諾を受けること。

ウ 全体工程表の作成

- (ア) 事業者は、全体施工工程表（解体・撤去工事含む）を市に提出すること。
- (イ) 別途工事に関する工程と調整を行い、施工業務に関する工程に反映すること
- (ウ) 既存施設の催事や、関連工事、周辺での別途工事、近隣でのイベント等、事前に周知されている事項がある場合は、それらを考慮した全体工程表とすること。

(2) 建設業務及びその関連業務

ア 法令遵守・書類提出等

- (ア) 事業者は、各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計・工事請負契約書、「本書及びその別紙」、事業提案書、設計図書、施工計画書及び品質管理計画書に従って施設の建設業務を実施すること。
- (イ) 事業者は、建設業務開始の15日前までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事全体の「総合施工計画書」を作成し、市の確認を得ること。
- (ウ) 事業者は、工事にあたって必要となる協議、各種許認可申請、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施すること。
- (エ) 事業者は、工事期間中、市と協議して定める期限までに月間工程表及び週間工程表を作成し、市に提出すること。
- (オ) 事業者は、工種別工程表及び生産計画工程表（調達時期、総合図作成期間、主要製作図作成期間、工事立会検査、管理技術者（工事監理）の確認、市の承諾期間）などを適切な時期に市に提出すること。
- (カ) 事業者は、当該展示施設や近隣における別途工事及びイベントに関する工程と調整を行い、施工業務に関する工程に反映すること。
- (キ) 事業者は、建設業務に当たる者が共同企業体に属する企業以外の第三者に下請又は委託を行った場合には、速やかに市に下請負届にて通知すること。
- (ク) 事業者は、建設業法第24条の7に定める施工体制台帳に健康保険等の加入実態を確実に記載し、施工者が雇用する労働者の加入実態を明らかにすること。また、二次以下の下請業者に対しては、再下請負通知書に健康保険等の加入実態を確実に記載させ、未加入の場合は健康保険等へ加入させること。
- (ケ) 事業者は、工事期間中、常に工事記録を整備すること。

イ その他留意点

- (ア)事業者は、本施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を市に通知すること。市は当該検査等又は試験に立会うことができるものとする。
- (イ)市は、事業者が行う工程会議に立会うことができると共に、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (ウ)事業者は、工事状況を市に毎月報告する他、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。また、工事を円滑に推進できるように、施設管理者等へ必要な工事状況の説明を行うこと。
- (エ)事業者は、市の監査等に関わる検査等の資料作成等に協力すること。なお、事業期間終了後、一定期間が経過するまで当該協力に対応するものとする。
- (オ)工事期間における市民やメディアへの効果的なPR方法を提案し、市と協議の上、適宜実施すること。また、現場見学や取材への対応（配布資料や説明パネルの作成を含む）を行うこと。配布資料は、施工中の説明資料として、視察者・見学者用、施設関係者説明用、庁内説明用としても使用できるように作成すること。（A3版1枚にまとめること）
- (カ)事業者は、工事中の騒音・振動・粉塵・臭気・大気汚染・水質汚濁等の影響が生じないよう周辺の環境保全に努め、安全等の対策を行うこと。
- (キ)騒音・振動を発生する特定建設作業などの施工は、低騒音低振動工法を採用するとともに、さらなる騒音・振動の抑制に取り組むこと。また、騒音振動規制法施行規則等に基づき関係省庁その他の関係機関への届出手続き等を行った上で工事に着手すること。
- (ク)近隣施設の営業状況に柔軟に対応できるように工事計画を策定するとともに、工事着手後も事前協議による近隣施設への配慮を行うこと。また、年間5日間程度、騒音・振動を伴う作業ができない日があることを前提に、工事計画を策定すること。
- (ケ)工事にあたっては、近隣事業者等、既存施設及び周辺施設等の利用者及び周辺交通に配慮した安全対策を十分に行うこと。
- (コ)工事車両出入口は、「参考 f 工事車両ルート図」を参考に近隣に配慮すること。特に南京大路への工事車両の滞留はしないこと。また、既存施設でのイベント開催時等における4号線での工事車両通行には、交通整理を行う人員を適切に配置し、安全に配慮すること。
- (サ)事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通整理を行う人員を適切に配置すること。
- (シ)車両出入口・周辺道路等の清掃・保全を行い、周辺事業者や通行者へ十分配慮すること。
- (ス)工事場所における夜間、休日警備を適切に行うこと。
- (セ)樹木については、移植、撤去（伐採・伐根）とも可能とする。
- (ソ)建設業務により発生する建設副産物については、関連する法令・基準等に基づき、適切に処分する適正な処理に努めること。また、建設業務に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を书面で市に報告すること。
- (タ)工事計画にあたっては、再生資源利用促進（計画・実施）書及び再生資源利用（計画・実施）書を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に搭載されているCREDAS機能により作成し、市に報告すること。

- (チ)建設発生土については、処分土の縮減を図るため、現場内利用に努めることとし、建設発生土の搬出が必要となった場合には、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先については「別紙 08 建設発生土の搬出候補一覧」に示す。
- (ツ)雨水排水・湧水排水については、工事期間中に問題が発生しないよう、事業者の責任で対応すること。また、「別紙 01 事業区域図<全体位置図>」に記載の借地予定の範囲の一部の雨水排水管が国際展示場敷地内の雨水排水管に接続されているため、近隣事業者と調整の上、撤去及び切り替えを行うこと。
- (テ)地中に単管を打込む場合や掘削、斫り等の作業がある場合は事前に既設図面で配管等の地中埋設物や躯体埋設管の位置を確認すること。また、上記によって正確な位置が把握できない場合は、人力により試験的に施工するなど、安全な方法にて埋設配管の種類、位置、規格、構造等を目視により確認した上で施工すること。（「参考 e 既設図面一覧」に掲載の各資料を参照）
- (ト)業務に伴う電力会社、ガス会社等との調整は本事業に含む。
- (ナ)既設の配管・配線を撤去する場合は、計画図を市へ提出し、確認を受けること。
- (ニ)工事实施にあたっては、施設の運営に支障をきたさないよう、施設利用者の車両動線上に案内板を設置するなど、適切な対応を実施すること。なお、案内板の設置等に必要の手続等は事業者の責任及び負担にて対応すること。
- (ヌ)事業区域周辺の各種工事等の状況の把握に努め、必要に応じて調整を行うこと。また、周辺事業者等への影響に配慮した工事計画を作成すること。
- (ネ)事前調査を含む本工事において、計画地の掘削等により、出土品や遺跡等を発見した場合は、速やかに市へ連絡するとともに、出土品等の取り扱いを含め、市の指示に従うこと。
- (ノ)本工事に支障となる予期しない地中障害物、有価物等が確認された場合は、直ちに市へ報告し、その対応を協議するとともに、撤去又は残置する地中障害物等の大きさ、位置等を図面化し、市に提出すること。
- (ハ)工事に支障のある既存設備（配管含む）の養生を行うこと。
- (ヒ)既存施設の R C へのアンカーやスリーブを計画・施工する際には、事前に鉄筋探査等を行い、既存施設へ影響を及ぼさないようにすること。
- (フ)工事期間中における作業員詰め所等を含む現場事務所は、周辺環境を十分に配慮した配置計画とすること。また、働きやすい現場環境に配慮した快適トイレ等の設置を行うこと。
- (ヘ)当該施設、当該施設の駐車車両、隣接する施設及び道路工作物等工事対象外のものを破壊した場合は受注者の責任において原形復旧し、工事中はこれを維持管理すること（公道等も同様）。
- (ホ)仮設等の撤去後、作業ヤード及び作業通路等の工事で使用した範囲は、速やかに原形復旧を行うこと。特にインターロッキングブロックや柵等に十分注意すること。
- (マ)事業者は、関係法令及び基準等に基づき、施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理等の各測定を実施すること。
- (ミ)事業者は、本工事にて特別高圧電気設備及び発電機等を設置するにあたり、必要な工事計画届出書等を作成し、関係省庁に届出を行う。届出に必要な書類の作成の一切は事業者の負担にて行うこと。なお、電気主任技術者の手配・費用は、原則として設計段階から市にて行うものとするが、電気工作物に係る工事

においては、事業者にて電気保安技術者を設置するものとする。電気主任技術者の手配に必要な工程等の連絡は余裕をもって行うこと。

(ム)敷地境界付近にて工事を行う場合、区域標等の保全を事業者の責任において行うこと。

(メ)整備に伴い道路側溝や縁石等に破損又は損傷を与えた場合は、道路管理者等の指定する方法等により、事業者の責任及び負担にて復旧を行うこと。

(モ)特別高圧配線及び VCT の製造・設置等の電力会社にて行う業務については、工事監理の業務外とするが、関連業務との調整等を行うこと。

(ヤ)本業務は、週休 2 日で実施すること。なお、週休 2 日の考え方は「別紙 12 週休 2 日工事の実施について」によること。

(ユ)本業務は、建設キャリアアップシステム (CCUS) を活用し実施すること。なお、実施は「別紙 13 建設キャリアアップシステムの活用について」によること。

(ヨ)施工計画書及び工事関連書類は、管理技術者 (工事監理) の確認・修正を終えた書類を工種及び業務着手開始の 15 日前までに市に提出することになるため、期限に間に合うように作成すること。

(ラ)事業者は、施設管理業者が必要とする点検や作業に必要な動線を確保すること。特にイベント館南西側には非常用発電機用の重油搬入口及び汚水槽、現第 2 展示館の南西側には汚水槽が設置されているため、大型車の出入りを想定すること。

(リ)事業者は、市が労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 第 30 条第 2 項の規定に基づき特定元方事業者指名した場合は、必要な申請及び措置や対応等を行うこと。

(3) 完工後業務

完工後業務として以下に示す内容を実施すること。なお、建設期間外業務に係る完工後業務については、市と協議の上、適切な時期に各種検査・確認、資料提出等を実施すること。

ア 完了検査

完了検査は、本施設を市へ引渡しを行う前段において完了させること。

イ 実施方法

完了検査は、次の規定に即して実施すること。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分についてはこれを適用しない。

(ア) シックハウス対策の検査

- a 事業者は建設業務に係る完了検査に先立ち、「住宅都市局施設建築物 (営繕物件) の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領」により、本施設の対象室における屋内空気中化学物質濃度測定を実施し、その結果を市に報告すること。なお、事業者が購入する什器・備品設備等についても、搬入後に同様に行うこと。
- b 測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空気中化学物質の室内濃度指針及び標準的測定法について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担により、建設業務に係る完工確認までに是正措置を講ずること。

(イ) 事業者による完了検査

- a 事業者は、工事の完了後、事業者自身による完了検査、建築基準法等に基づく本施設の完了検査及び機器、器具、什器・備品等の試運転を行うこととし、試運転時及び新施設受電後から引渡しまでに新施設で要した光熱水費を含め

（新設浄化槽分を除く）、いずれも事業者の費用負担で実施すること。完了検査及び試運転の実施については、その実施日程を 14 日前までに市に通知すること。

なお、空調の温湿度測定については、空調負荷がピークとなる時期（夏季・冬季共）に温湿度測定が必要となるため、引渡し後であっても施設との調整を行った上で実施すること。また、引渡し後に試運転調整や測定することがふさわしいものについても空調の温湿度測定と同様に実施すること。

- b 事業者は、市に対して、完了検査の結果を要求水準等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む）と共に、検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。
- c 事業者は、工事の完了後、電気事業法に基づき、電気主任技術者の指示を受け、本施設の自家用電気工作物及び施設内の分電盤・動力盤に絶縁抵抗等の性能試験を行い、試験成績書を提出のこと。なお、試験に係る一切の費用は本事業に含まれる。

（ウ）市の完工確認等

- a 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完工確認を行うこととし、事業者は、市による完工確認に立会い、協力をする。
- b 市による完工確認については、セルフモニタリング及びモニタリングの結果に基づいて確認、検査を行うものとする。
- c 市は完工確認の結果、要求水準及び提案内容等の未達事項について期限を定め、事業者に書面をもって是正や補修等の指示を行うものとする。
- d 市は是正事項の対応後に検査結果通知を事業者に書面にて通知するものとする。

（エ）完工確認後の是正等

- a 事業者は、市が行う完工確認の結果、要求水準及び提案内容等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
- b 事業者は、市による完工確認及び是正事項対応後、市から検査結果通知を受けること。

（オ）完工図書の提出

市による完工確認にあわせて 完工図書を市に提出すること。なお、提出すべき完工図書については、「別紙 09 提出図書一覧」を参照のこと。なお、提出図書の体裁、部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。

（カ）経年検査

建設業務完了 1 年後に経年検査を行うこと。また、引渡しから 1 年間の太陽光発電設備等によるエネルギー削減効果が確認できる「エネルギー削減効果実績書」を経年検査後に提出すること。

（４）什器・備品設備等設置業務

- ア 事業者は、本施設に必要な「別紙 07 事業者が設置する什器・備品等一覧」に示す什器・備品設備等について、調達及び設置を行うこと。設置場所については、事業者から図面等で提案を行い、市と協議の上決定すること。
- イ 設置した什器・備品設備等について、「什器備品台帳」を作成して市に提出すること。なお、台帳の様式については市の指定様式とする。
- ウ 設置した什器・備品設備等については、市が指定する書式の備品シールの貼り付

けを行うこと。

エ 什器・備品設備等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。

オ 設置に際しては、事前に市とのスケジュール調整を行うこと。

カ 什器・備品設備等の設置にあたっては「別紙 06 諸室性能リスト」に示す条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。

キ 什器・備品設備等の所有権は市に帰属するものとする。

ク 什器・備品設備等の内容及び数量について、本市が指定しているものを除き、事業者の提案をもとに、市と事業者で協議の上、適切な内容及び数量を決定し、市の確認を得ること。

ケ 事業者は、市の完工確認までに什器・備品に対する耐震対策や動作確認などを行うこと。

(5) 施設の引渡し業務

事業者は、市から完工確認の結果を通知され、完成の確認があった後、引渡し予定日までに本施設を市に引き渡すこと。また、本施設の引渡しの際に市及び施設管理者に対して設備等の研修及び操作説明会等を行い、操作説明会後に操作マニュアル等を書類として市へ提出すること。提出書類の内容は市及び施設管理者と協議の上決定とする。

引渡しから 12 か月以内は、施設管理者からの運用面において必要な操作等の質疑及び確認に対して、事業者は誠意ある対応を行うこと。

建設期間外業務に係る引渡しについては、市と協議の上、適切な時期に引渡しや操作説明等を実施すること。

事業者は、施設の引渡し後に不具合等が無い、1 年点検及び 2 年点検を行うこと。なお、市及び施設管理者はこれに同行する。不具合等が発見された場合は、修補方法を市に承諾を得た上で、事業者にてすみやかに修補を行い、実施結果を市へ報告すること。

(6) 各種関係機関との調整業務

ア 事業者は、本業務に必要な協議、各種申請及び手続き等を事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。なお、新設施設の完工時には現第 2 展示館が残存しているため、仮使用認定の申請等、必要な手続きを行うこと。

イ 電気、水道、ガス、通信などのインフラ供給元、所轄消防署及び名古屋市の建築審査課、建築指導課、緑政土木局関係部署等との必要な協議を行うこと。

ウ 申請及び手続き等で関係機関等に提出した書類及び関係機関等から受理した許認可書等の写しを市に速やかに提出すること。なお、正副本の扱いについては市の指示による。

エ 協議、各種申請及び手続き等に必要な費用は事業者の負担とする。

(7) セルフモニタリング業務

ア 事業者は、建設業務着手前に要求水準等確認計画書（チェックリスト含む）を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。

- イ 建設業務における要求水準等確認計画書については、管理技術者（設計）で作成することが適当と判断する部分については管理技術者（設計）に作成させ、管理技術者（工事監理）で作成することが適当と判断する部分については管理技術者（工事監理）に作成させることができる。
- ウ 建設業務に係る要求水準等確認計画書のチェックリストについては、設計業務に係る要求水準等確認計画書及び要求水準等確認報告書との整合性を確保すること。個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類、施工現場での測定等）、確認時期（計画書や施工図の作成時期、施工実施時期等）、確認者、その他必要な事項を記載すること。チェックリストには、確認資料の図面番号等を示すこと。
- エ 建設業務に係る要求水準等確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。
- オ 建設業務完了時に、「別紙 09 提出図書一覧」に定める図書と共に要求水準書等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む）を管理技術者（工事監理）へ確認し、内容を満たしたことを確認した後、市へ提出し、要求水準及び提案内容等に適合していることの確認を受けること。
- カ 建設業務完了時に要求水準及び提案内容等の不適合が発覚した場合、市と協議の上、事業者の責任において速やかに処置を施すこと。

（８）その他建設業務において必要な業務

事業者は、その他建設業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第6 浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務は、新設施設及び既存施設が適切に稼働できるよう、新設する浄化槽について必要な設計・建設を行うとともに、既存浄化槽の解体・撤去等を実施するものである。

(2) 業務の区分

(ア)新設浄化槽の設計・建設業務

(イ)既存浄化槽の解体・撤去業務

上記の業務について、それぞれ適切な工事等を行うものとする。具体的な業務内容に関して、別に定めのある事項を除き、新設浄化槽の設計・建設については第4 設計業務に関する要求水準 1 (2) 及び第5 建設業務に関する要求水準 1 (2) に、既存浄化槽の解体・撤去については第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 1 (2) に準じるものとする。

(3) 業務期間

浄化槽の設計・建設業務の期間は、事業者提案とする。既存浄化槽の解体・撤去業務は、新第2展示館が竣工するまでに完了させること。

(4) 実施体制

新設浄化槽の設計・建設については第4 設計業務に関する要求水準 1 (4) 及び第5 建設業務に関する要求水準 1 (4) に、既存浄化槽の解体・撤去については第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 1 (4) に準じるものとする。

(5) 報告事項

新設浄化槽の設計・建設については第4 設計業務に関する要求水準 1 (5) 及び第5 建設業務に関する要求水準 1 (5) に、既存浄化槽の解体・撤去については第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 1 (5) に準じるものとする。

なお、各業務計画書の提出等の時期については、この契約締結後14日以内又は当該業務着手30日前のいずれか遅い日までに提出すること。

(6) 留意点

新設浄化槽の設計・建設については第4 設計業務に関する要求水準 1 (6) 及び第5 建設業務に関する要求水準 1 (6) に、既存浄化槽の解体・撤去については第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 1 (6) に準じるものとする。

2 業務の要求水準

(1) 共通

浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務に必要な事前調査や設計、建設等の具体的な進め方及び提出書類・諸手続きの対応内容に関して、新設浄化槽の設計・建設については第4 設計業務に関する要求水準 2、第5 建設業務に関する要求水準 2、既存浄化槽の解体・撤去については第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 2に準じるものとする。

(2) 浄化槽の新設業務

- 必要な事前調査・設計を行ったうえで、浄化槽（処理能力 200 m³/日）及び流量調整槽（貯留量 1,000 m³）を新設すること。なお、新設浄化槽・流量調整槽の整備位置等に関しては、「参考 e 既設図面一覧」に掲載の各資料、「参考 i 各種工事ステップ図」及び「参考 m 既存インフラ現況図」を参考に、事業者の責任において必要な詳細検討を実施すること。
- 浄化槽の処理系統は、2 系統を基本として、点検や補修時に片系統での運転が可能のようにすること。
- 流量調整槽の構造については、水槽を4 槽以上に分割することとし、1 槽が満水になった段階で次の槽へ貯留できるようにすること。水槽下部は、勾配及びピットを設け、残留する汚水ができる限り少なくなるように工夫すること。
- 流量調整槽に貯留した汚水は、ポンプ等で浄化槽へ一定流量で送水できるようにすること。
- 流量調整槽の貯留量を把握できるように、水位計を設けること。
- 浄化槽からの処理水の放流量を計測する流量計を設けること。
- 浄化槽の電源は、既存第3展示館エネルギーセンター内電気設備を改修し電源供給すること。電源は非常用電源系統から供給すること。ただし、既設開閉器が利用できる場合でも、新品に取替えること。幹線設備も本事業にて新設とする。
- 浄化槽の故障警報は、既存第3展示館エネルギーセンター内中央監視室に一括警報として送ること。
- 浄化槽からの放流水質は、関係法令に準拠するとともに、既存浄化槽の対象水量以下の水量については既許可条件である以下の水質とすることができる。

項目	単位	し尿処理施設	飲食店
対象水量	m ³ /日	190	10
COD	mg/L	30	
浮遊物質	mg/L	60	
窒素	mg/L	40	25
りん	mg/L	4	4

- 浄化槽及び流量調整槽の上部は、駐車場（大型車（トラクター荷重 18t、最大積載量 34.5t）も含む）として使用できるように設計すること。
- 浄化槽機械室は、当該浄化槽の上に駐車場利用の妨げにならない位置に上屋とし

て設置してもよい。

- 浄化槽及び流量調整槽の点検口は維持管理を考慮して配置すること。また、駐車や通行等への影響のない位置とすること。
- 浄化槽及び流量調整槽のコンクリート躯体については、腐食の恐れのある気相部等は防食塗装等の腐食対策の処置を行うこと。同様に、水槽内に設置される配管については、腐食に強い材質を選定すること。

(3) 既存浄化槽の解体・撤去業務

- 新設浄化槽の稼働開始後、既存浄化槽及び流量調整槽の解体・撤去、故障警報の配線等の撤去を行うこと。なお、「別紙 01 事業区域図」、「参考 e 既設図面一覧」、「参考 i 各種工事ステップ図」及び「参考 m 既存インフラ現況図」を参考に、事業者の責任において必要な詳細検討を実施すること。
- 既存浄化槽及び流量調整槽に汚水・汚泥が残存するため、新設浄化槽の完成後にそれら/new設浄化槽へ送水すること。ただし、送水することができない残渣等は市の負担にて別途処分するものとする。

第7 関連インフラの盛替え業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

関連インフラの盛替え業務は、本事業において整備する施設が適切に稼働するよう、必要な設計・建設を行うものである。

(2) 業務の区分

(ア) 関連インフラ設計・建設業務

関連インフラについて、適切な盛替えを行うものとする。具体的な業務内容は、業務実施段階に応じて、第4 設計業務に関する要求水準 1 (2)、第5 建設業務に関する要求水準 1 (2)、第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 1 (2)に準じるものとする。

(3) 業務期間

業務実施段階に応じて、第4 設計業務に関する要求水準 1 (3)、第5 建設業務に関する要求水準 1 (3)、第6 浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務に関する要求水準 1 (3)、第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 1 (3)に準じるものとする。

(4) 実施体制

業務実施段階に応じて、第4 設計業務に関する要求水準 1 (4)、第5 建設業務に関する要求水準 1 (4)、第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 1 (4)に準じるものとする。

(5) 報告事項

業務実施段階に応じて、第4 設計業務に関する要求水準 1 (5)、第5 建設業務に関する要求水準 1 (5)、第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 1 (5)に準じるものとする。

なお、各業務計画書の提出等の時期については、この契約締結後14日以内又は当該業務着手30日前のいずれか遅い日までに提出すること。

(6) 留意点

業務実施段階に応じて、第4 設計業務に関する要求水準 1 (6)、第5 建設業務に関する要求水準 1 (6)、第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 1 (6)に準じるものとする。ただし、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への登録は除外とする。

2 業務の要求水準

(1) 共通

- 新設施設の建設業務や浄化槽の新設・既存浄化槽の解体・撤去業務、現第2展示館の解体・撤去等業務に関連して、本施設や既存施設の継続的な運営のために、各業務の着手前又は工事中に既存インフラの盛替えが必要と判断される場合、本施設や既存施設の稼働に極力影響を与えない範囲で必要な対応（撤去含む）を行

うこと。なお、地中埋設の管路について、設備の新設などがある場合、必要な管路（配線を含む）を適宜新設すること。また、不要となった配管等については、原則全て撤去することとするが、撤去することにより既存施設への影響が大きい場合は、市と協議の上残置させることができる。残置させた場合は、図面に反映させること。

- 電気設備、通信設備、ガス・消火設備、給水設備、汚水・雨水排水設備及び熱源設備のインフラ盛替えに係る工事ステップについて、一例を「参考 i 各種工事ステップ図」に示すため、適宜参考とすること。ただし、「参考 i 各種工事ステップ図」は必要な工事を全て網羅したうえで明示しておらず、工事手順としての確実性を保証するものではないため、実際の業務推進においては、事業者の責任で必要な事前調査や計画検討、工事を行うこと。当該資料に起因する工事遅延等について、市は、何らの責任を負わないものとする。
- 関連インフラの盛替え業務に必要な事前調査や設計、建設、解体・撤去等の具体的な進め方及び提出書類・諸手続きの対応内容については、業務実施段階に応じて、第4 設計業務に関する要求水準 2、第5 建設業務に関する要求水準 2、第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 2に準じるものとする。ただし、基本設計に該当するものがない場合は、基本設計に関する事項は対象外とする。
- 関連インフラの盛替え業務に伴う新設施設及び既存施設の休館期間は、可能な限り短期間とすること。休館の日程については、市及び施設管理業者と協議の上、決定すること。
- 新設施設の稼働後は、現第2展示館に係る設備上の表示（既設中央監視設備、既設電力監視装置、既設自火報受信機、既設料金計算システム等）の改修や現第2展示館関連の配線撤去・データ削除等を行うこと。
- 停電期間中は、必要最低限の設備（既存交流センター管理事務所、既存イベント館防災センター及び既存第3展示館エネルギーセンター内中央監視室の一部照明、PC 電源、ネットワーク環境等を想定。詳細な負荷については詳細設計時に市と協議すること）を使用できるよう仮設電源を見込むこと。また、施設管理業者に必要な給水及びトイレ等を本事業にて整備すること。

（2）電気設備

ア 特別高圧受変電設備

- 現第2展示館東側の開閉所を解体し、特別高圧引込線を新設特別高圧受変電設備に切替えること。
- 受電点までの特別高圧配線は電力会社にて施工、構内の配管及びハンドホールの設置等は本事業にて行うこと。配管及びハンドホール等の仕様については、電力会社の仕様に則ること。
- 特別高圧引込線は地中化を図った引込経路とすること。また、本線予備線と同程度の予備経路を設けること。
- 特別高圧の受電点を切替える際、停電期間が10日以内となるよう計画すること。また、できる限り停電期間が短くなるように検討をすること。
- 新設特別高圧受変電設備へ接続する特別高圧幹線敷設のための埋設配管を敷設すること。なお、現第2展示館の稼働及び解体・撤去時期に留意して、電力会社が示す仕様に従い、既存施設の稼働に支障の無いよう盛替え工事を行うこと。

- 特別高圧配線は、敷地東側の金城四号線付近から電力会社が敷設するものとするが、特別高圧受電設備の切替に伴う、電力会社との協議及び調整業務、工事負担金等は本事業に含む。

イ 高圧幹線設備

- 新第2展示館の特別高圧受変電設備から既存施設への高圧幹線及び配管等（商用、非常用を分けて）を敷設すること。
- 高圧幹線については、本施設及び既存特別高圧受変電設備が送電している既存施設の稼働に支障が無いよう、必要な本数・容量を算定し設置・切替えを行うこと。なお、幹線を切替える際、停電期間が5日以内となるよう計画すること。また、できる限り停電期間が短くなるように検討をすること。
- 要所にハンドホールを設け、容易に点検ができるようにすること。
- 新第2展示館の引渡しまでに、新第2展示館での特別高圧の受電が間に合わない場合は、既存特別高圧受変電設備から新第2展示館電気設備へ高圧幹線及び配管等を敷設し、特別高圧の受電点が切替わるまで既存特別高圧受変電設備から新第2展示館電気設備へ送電すること。なお、敷設した高圧幹線及び配管等を、新第2展示館の特別高圧受変電設備から既存特別高圧受変電設備への高圧幹線に流用することを可とする。

ウ その他留意点等

- 既存特別高圧受変電設備は、特別高圧の受電点の切替え後、残置とする。また、第3展示館とイベント館内の既存非常用発電機は、新第2展示館内に設置される非常用発電機に切り替え後、廃止とし残置するものとする。安全に廃止させるためのケーブル離線及び処置を行うこと。また、残置したケーブルには廃止したことがわかるよう表示をすること。
- 本事業用地には、外灯用配管配線が埋設されている。これらの取扱いについては、本市と協議し、既存施設の運営に支障のないように切り廻し等の対策を行うこと。これらの地下埋設物の取扱いにかかる費用負担は事業者が負担するものとする。
- 特別高圧受電点の切り替え後には、既設中央監視設備、既設電力監視設備の改修を行うこと。また、新第2展示館の引渡しまでに、新第2展示館での特別高圧の受電が間に合わない場合は、特別高圧受電点の切り替え前に新第2展示館の中央監視及び電力監視ができるように配慮すること。
- 第3展示館北西角付近に設置されている百葉箱及びその中に設置されている温湿度計（空調制御用信号として使用）及び配管配線を適切な箇所へ新たに設置すること。
- 火報、通信、電話、非常放送、業務放送等の切替を現第2展示館解体前に行う場合は、現第2展示館を使用できる状態のまま新第2展示館の機能を追加したのちに、現第2展示館を切り離すこととし、現第2展示館の解体まで使用可能な状態とすること。

(3) ガス・消火設備

ア ガス設備

- イベント館西側に埋設されている低圧ガス管については、新設施設の建設範囲と干渉するため、移設又は切り回し等を行い、既設ガス設備へ供給すること。

- 当低圧ガス管については、現第2展示館の解体に伴い使用ができなくなるため、敷地南側から第3展示館へ引き込んでいる中圧ガス管から分岐し、ガバナを設け既設低圧ガス設備（イベント館、交流センター、第3展示館）へ供給すること。既設低圧ガス設備の容量は以下である。

設置場所	機器名称等	ガス使用量 N m ³ /h
イベント館	冷温水発生機 (R-01)	57.3
	冷温水発生機 (R-11)	67.5
	冷温水発生機 (R-12)	67.5
	レストラン	30
交流センター	レストラン	30
第3展示館	給湯器（主催者事務室）	10

イ 消火設備

- イベント館に設置されている消火設備より現第2展示館へ供給されているスプリンクラー、屋外消火栓、放水銃用の配管については、現第2展示館の解体に伴い各施設の稼働に影響のないよう必要な処置を施すこと。

（４）給水設備

- 新設浄化槽や新設施設の建設を踏まえ、各施設の稼働に影響のないよう必要な給水配管等の工事を行うこと。

（５）汚水排水設備

- 新設施設の建設範囲（エントランスモール部）に埋設されている汚水排水管、雨水排水管の切り回しを行うこと。第3展示館の既設排水管へ合流させる場合には、容量、接続方法等を確認の上、既存施設への影響がないことを確認すること。
- 新設施設完成後の本設場所については、点検ができるように布設するとともに、必要な箇所に柵やマンホール等を設けること。また、切り回しに伴う施設の休館期間は最大1週間としできる限り短くなるように計画すること。
- 現第2展示館南西の汚水ポンプの電源については、一部解体範囲に含まれるため接続替えを行うこと。
- 第3展示館北西部の雑排水管を既設ルートから変更し、新設浄化槽へ流入する排水管へ接続すること。（参考 m 既存インフラ現況図＜雨水排水管図＞参照）
- 現第2展示館南西の汚水ポンプ及びイベント館南西の汚水ポンプについては、切り回し及び新設浄化槽への送水ルートの変更に伴い、容量が不足する場合は、汚水ポンプを適切な容量のものに更新を行うこと。

（６）熱源・雨水設備

ア 熱源設備

- 現第2展示館の解体に当たり、解体工事の支障と想定される既存の熱源配管については適宜撤去を行い、既存施設の運転に影響がないようにすること。ただし、解体エリア外の配管については、残置可とする。

イ 雨水設備

- 新施設の雨水排水については、敷地西側への排水を基本として必要な盛替えを行うこと。将来増築分は敷地東側への排水を基本として計画すること。

第 8 現第 2 展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

現第 2 展示館の解体・撤去等業務（以下、「解体・撤去等業務」という。）は、現第 2 展示館の解体及び撤去を行い、廃棄物の適切な処分を行う。また、それらに係る設計を行う。

(2) 業務の区分

- ア 解体・撤去に係る事前調査及びその関連業務
- イ 解体・撤去に係る設計業務
- ウ 解体・撤去に係る工事着手前業務
- エ 解体・撤去工事業務及びその関連業務
- オ 完工後業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク その他解体・撤去等業務において必要な業務

(3) 業務期間

解体・撤去等業務については、令和 12 年 3 月までに業務を完了することとする。ただし、特別高圧開閉所の解体については、新設施設の特別高圧受電に切り替えた後に行うこと。なお、解体・撤去業務の開始時期については、市との協議により変更する場合がある。

※工期短縮により新設施設の引渡しが早まった場合は、現第 2 展示館の解体開始日は同様に早めることとする。

(4) 実施体制

事業者は、解体・撤去設計について、管理技術者（設計）を配置し、契約締結後 14 日以内に、その氏名その他必要な事項を市に通知すること。実施体制表には、管理技術者（設計）についての記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、設計業務で配置する管理技術者（設計）と解体・撤去設計にて配置する管理技術者（設計）は兼ねることができるものとする。

また、解体・撤去工事について、監理技術者を配置し、契約締結後 14 日以内に、その氏名その他必要な事項を市に通知すること。実施体制表には、監理技術者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、監理技術者は、専任かつ常駐して業務を行うこと。ただし、建設業務で配置する監理技術者と解体・撤去工事にて配置する監理技術者は兼ねることができるものとする。

(5) 報告事項

ア 解体・撤去設計業務計画書

事業者は、解体・撤去設計業務着手前に解体・撤去設計業務計画書を作成し、当該業務着手 30 日前までに以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。解体・撤去設計業務日程表は、調査工程、設計工程、近隣説明工程、各種書類の提出時期、各種手続き及び市との協議調整を盛り込んだ工程表とすること。

- 解体・撤去設計業務着手届
- 解体・撤去設計業務実施体制表
- 解体・撤去設計業務日程表
- 管理技術者（設計）届（経歴書、資格証添付）

イ 解体・撤去設計期間中業務に係る必要書類

事業者は、解体・撤去設計期間中に以下の書類について、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、市及び関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。

- アスベスト調査等の解体・撤去設計に必要な事前調査報告書
- 各種申請等の手続きに必要な書類の写し
- 各種許認可書等の写し
- 打合せ記録簿
- その他解体・撤去設計に必要な書類等

ウ 解体・撤去設計業務に係る必要書類

- (ア) 解体・撤去設計終了時には、「別紙 09 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。
- (イ) 提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。また、これら図書（図書の保管に必要な什器・備品を含む）の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

エ 解体・撤去設計業務報告書・解体・撤去設計業務完了届

- (ア) 解体・撤去設計業務について、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。
- (イ) 月次報告書には予定進捗と出来高進捗を入れた工程表及び施工図や施工計画書等を含めた工事関係書類の作成・提出状況、近隣住民や関係者との対応状況、関係部署との調整状況の記載を行うこと。
- (ウ) 解体・撤去設計業務が完了したときは、市に「解体・撤去設計業務完了届」を提出すること。

オ 解体・撤去工事業務計画書

事業者は、「解体・撤去に係る工事着手前業務」の着手前に解体・撤去工事業務計画書を作成し、当該業務着手 30 日前までに以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。

- 解体・撤去工事着手届
- 解体・撤去工事業務実施体制表

- 詳細工程表
- 監理技術者届（経歴書、資格証添付）
- 工事記録写真撮影計画書
- 仮設計画書
- 下請負届
- 緊急時連絡体制表
- 品質管理計画書
- 解体・撤去工事施工計画書
- 施工体制台帳の写し

カ 解体・撤去工事期間中に係る必要書類

事業者は、解体・撤去工事期間中に以下の書類を作成し、市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、市及び関係機関との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、工事打合せ記録簿として市に提出すること。

なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- 解体・撤去工事工程表
- 解体・撤去工事報告書
- 残土処分計画書・実施書
- 産業廃棄物処分計画書・実施書
- 再生資源利用計画書・実施書
- 再生資源利用促進計画書・促進実施書
- 各種試験結果報告書
- マニフェスト（総括表のみ）
- 工事打合せ記録簿
- その他施工に必要な届出等

キ 解体・撤去工事業務に係る必要書類

解体・撤去等業務終了時に「別紙 09 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。なお、提出図書の体裁、部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。また、これら図書の保管場所を本施設内の倉庫に確保するとともに、図書の保管に必要な什器・備品を納入すること。

ク 業務報告書・業務完了届

- 解体・撤去工事業務について、「年次業務報告書」は年度終了後 10 開庁日以内、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。
- 解体・撤去工事業務が完了したときは、市に「現第 2 展示館の解体・撤去等業務完了届」を提出すること。

（6）留意点

ア 解体・撤去設計業務に係る市との調整

市と事業者との間で現第 2 展示館の解体・撤去設計に係る協議を目的とする「解

体・撤去設計部会」を開催する。「解体・撤去設計部会」は、市と協議の上で、定期的（1回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 解体・撤去設計業務に係る市による任意の確認

市は事業者に解体・撤去設計状況について説明若しくは書類（データを含む）の提出をいつでも求め、確認することができる。

ウ 解体・撤去設計業務に係る進捗管理

解体・撤去設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との確認、協議等について、統括管理技術者が把握できるよう管理技術者（設計）に逐次報告を行わせること。

エ 解体・撤去設計業務に係る設計変更について

要求水準及び提案内容等の変更により、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。

オ 解体・撤去設計業務に係る関係機関との調整支援

市が国・県ほか関係機関及び庁内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

カ 解体・撤去工事業務に係る市との調整

市と事業者との間で現第2展示館の解体・撤去工事に係る協議を目的とする「解体・撤去工事部会」を開催する。「解体・撤去工事部会」は、市と協議の上で、定期的（1回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

キ 施設管理業者等との調整

事業者は施設管理業者やレストラン事業者（イベント館1F レストラン、交流センター1F レストラン及び喫茶店）の業務に支障をきたさぬように、必要な動線を確保すること。業務に影響を及ぼすようなことが想定される場合は、予め協議を行うこと。また、工事期間中の既存施設でのイベント開催に伴う搬出入動線の確保を行うこと。

ク 解体・撤去工事業務に係る進捗管理

解体・撤去工事の進捗管理を事業者の責任において実施すること。なお、事業者は、進捗に遅延が発生した場合、遅延を解消する体制を構築すること。また、進捗状況や市との確認、協議等について、統括管理技術者が把握できるよう監理技術者に逐次報告を行わせること。

ケ 解体・撤去工事業務に係る設計変更について

市は、設計図書に対し、変更を求めることができるものとする。また、事業者として設計図書を変更する必要がある場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計図書の変更を行うことができる。なお、事業者は変更に伴う設計成果品の変更を行い、変更した設計成果品を市に提出すること。

コ 解体・撤去工事業務に係る事故対応

解体・撤去工事に関連して事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに市に通報し、工事事故発生報告書を提出すること。

サ 解体・撤去工事業務に係る災害対応

名古屋市域において震度5強以上の地震が発生したときは、現場の状況を確認し、被害の有無に関係なく、市へ報告を行うこと。また、震度5弱以下であっても地震により被害を受けた場合は、市へ報告を行うこと。なお、被災後、現場に勤務する事業者の作業員全員が現場を離れる場合は、報告事項を記載した書面を工事表示板設置箇所に掲示すること。

また、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、事業者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。

シ 解体・撤去工事業務に係る関係機関との調整支援

市が国・県ほか関係機関及び庁内関係者に対して行う報告業務等について協力すること。

ス その他

解体・撤去工事に係る提出書類は、管理技術者（工事監理）が確認を行ったものを提出すること。

現場見学や取材への対応（配布資料や説明パネルの作成を含む）を行うこと。配布資料は、施工中の説明資料として、視察者・見学者用、施設関係者説明用、庁内説明用としても使用できるように作成すること。（A3版1枚にまとめること）

2 業務の要求水準

（1）解体・撤去に係る事前調査等及びその関連業務

事業者は、本事業に必要な現況調査（既存工作物、植栽等を含む）、土壌調査、アスベスト事前調査等、各種調査業務を事業者の責任及び負担において、必要な時期に適切な内容で行うこと。

事業者は、本計画に必要な範囲において、上下水道、ガス、電力、通信等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行い、市に報告すること。

事業者が市の協力を必要とする場合、市は資料提供、その他について協力する。

（2）解体・撤去に係る設計業務

ア 業務の実施

（ア）事業者は、関係法令等に基づき関係部署と事前相談、協議等を解体・撤去に係る設計の初期段階から行うこと。

（イ）市は、必要があると認めるときは、設計変更を求めることができる。また、事業者として設計変更の必要性が生じた場合は、その変更内容及び概算費用について市の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。

（ウ）解体・撤去に係る設計時等において、本事業の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画等）について、近隣事業者等への説明を実施すること。説明にあたり、資料作成、必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこととし、開催日や実施場所、参加人数等は市及び近隣事業者等と協議すること。説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。

（エ）近隣施設の営業状況に柔軟に対応できるように工事計画を策定するとともに、

工事着手後も事前協議による近隣施設への配慮を行うこと。また、年間 5 日間程度、騒音・振動を伴う作業ができない日があることを前提に、工事計画を策定すること。

- (オ) 交流センターと現第 2 展示館の間の連絡通路については閉塞（別紙 01 事業区域図 参照）するものとし、必要な工事計画の検討及び改修工事の実施を行うこと。なお、現状内部仕上げとなっている部分が改修により外部となる場合は、仕上を外部仕上とし、劣化や損傷に配慮した仕様とすること。
- (カ) 解体・撤去工事業務段階において、国土交通省告示第 8 号に定める設計意図伝達業務を行うこと。
- (キ) 現第 2 展示館内に設置されている什器・備品について、現第 2 展示館内からの移動・廃棄は業務対象外として、計画すること。
- (ク) 現第 2 展示館の敷地のうち、近隣事業者への引渡し対象とするエリアについては、現第 2 展示館の解体・撤去後、整地程度とすること。当該敷地のうち構内道路とするエリアについては、現第 2 展示館の解体・撤去後、第 2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2（1 2）外構計画に準じて、新設施設整備時と同水準の外構となるよう、必要な設計・整備を行うこと。
- (ケ) 現第 2 展示館の H 電気室及び J 電気室に設置されている高圧トランスの一部について、市にて別途再利用できるように、国際展示場内の監督員の指示する場所へ運搬すること。撤去に際しては、再利用することを考慮し丁寧かつ慎重に行い、運搬先での保管に適した養生（転倒防止、ビニールシート等）を行うこと。運搬する高圧トランスは以下とする。

場所	盤名称	トランス容量
H 電気室	臨時電灯盤	300kVA
	臨時動力盤	500kVA
	常用動力盤	200kVA
J 電気室	臨時電灯盤	300kVA
	臨時動力盤	500kVA
	常用動力盤	200kVA

イ 積算業務

- (ア) 解体・撤去に係る設計時において、設計内容に基づいた積算を行うこと。また、内訳書を作成し、提出すること。
- (イ) 数量調書は建築実施設計委託仕様書第 28 条に記載の基準に基づき作成すること。
- (ウ) 内訳書の構成については、公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）及び電気設備工事積算要領（名古屋市住宅都市局）、機械設備工事積算要領（名古屋市住宅都市局）の「内訳書作成例」に基づき細目別内訳まで作成すること。また、別紙明細についても詳細内容が分かるように漏れなく作成すること。
- (エ) 内訳書は、請負代金内訳書（本事業における内訳書）及び参考代金内訳書（比較用。市に単価コードがある項目について、コード入力したもの）とする。
- (オ) 内訳書は、RIBC2 により作成すること。（RIBC2 とは、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」を指す。）
- (カ) RIBC2 データ及び印刷物を提出すること。

(3) 解体・撤去に係る工事着手前業務

ア 近隣調査・準備調査等

- (ア) 事業者は、解体・撤去に係る工事着手に先立ち、近隣に対して工事内容の説明及び工事準備調査、家屋調査（事前・事後）等を充分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- (イ) 解体・撤去に係る工事着手前において、本事業の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画等）について、近隣事業者等への説明を実施すること。また、工事期間中においても、工事計画の節目等に説明を適宜実施すること。説明にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。
- (ウ) 事業者は、近隣施設、近隣事業者等の活動及び生活に支障が無いように安全を確保し、工事騒音、振動、粉塵の飛散等に十分配慮した工事計画で解体・撤去に係る工事を実施すること。また、近隣事業者等の求めに応じて、工事内容の説明を適宜実施すること。
- (エ) 近隣事業者等への説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- (オ) 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者等と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。
- (カ) 工事期間中、毎月末の金曜日までに翌月の工程表等を作成し、近隣事業者等へ配布すること。なお、必要に応じて説明を行うこと。

イ 仮設計画

- (ア) 本工事において、設置可能な範囲で道路面等に対して防護柵を設ける。防護柵には完成予想図や整備状況などを設置し、周辺事業者への広報等に配慮すること。
- (イ) 防護柵が既存の外灯等の障害となる場合には、仮設照明等により必要な措置を講ずること。

(4) 解体・撤去工事業務及びその関連業務

ア 解体対象施設の概要

解体対象施設は以下のとおりとする。なお、各解体対象施設の詳細は「別紙 01 事業区域図」及び「参考 e 既設図面一覧」に掲載の各資料による。

表 6-1 解体対象施設の概要

区分	内容	
構造・規模	現第2展示館	・ 展示面積 6,576 m² ・ 延床面積 8,299.47 m² ・ S 造一部 RC 造 2 階建 ・ 供用開始時期（竣工年）：昭和 62 年
外構	駐車場・植栽・付属施設（特高開閉所、ガスガバナ一室、屋外連絡通路等）、配線・配管等撤去	・ 一式（埋設物含む）

イ 解体・撤去工事要件

- (ア) 第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 2 (2)、2 (3) に定めるところによること。また、第5 2 (2) に定める事項の内、解体・撤去工事業務と共通して留意すべき事項については、それに準じること。
- (イ) 現第2展示館の解体・撤去に伴い、切断される電気配線、散水栓、消火配管、冷温水配管、汚水・雨水管については、解体範囲において全て撤去を行う。切断部分については、安全対策を施し処置を行う。撤去することにより、既存施設に影響がないように撤去範囲・処置方法を検討すること。
- (ウ) 敷地内に残存する杭等地中残留物のうち、「別紙 01 事業区域図」に示すエリア（北側境界側）内の地中残留物は全て解体及び撤去対象とし、存置が許容されるエリアにおいて杭を存置する場合は、第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 1 (5) ウ 地中障害物の状況に規定する必要な措置を講じること。事業区域全体において、今回事業において不要となった埋設配管・配線及び柵・側溝等については全て撤去すること。撤去後は雨水等の排水計画を行い近隣に影響が出ないようにすること。
- (エ) 現第2展示館西側の屋外連絡通路は、解体範囲のみならず、全て撤去とすること（「別紙 01 事業区域図（解体範囲図屋外連絡通路）参照」。ただし、解体範囲外のイベント館側の範囲については、上屋のみの撤去とし、柱を表層約-100mm 以下で切断すること。切断跡については、通行の支障とならないように仕上げること。
- (オ) アスベスト含有建材は関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処理及び処分を行うこと。ただし、事業者が行う事前調査等によりアスベストが含有していないことが判明した場合は一般建材として適切に処分を行うこと。なお、事前調査等に要する費用、撤去に要する期間と費用については事業者の責任において適切に見込むこと。
- (カ) 建設発生土については、処分土の削減を図るため、現場内利用に努める。
- (キ) 施工計画書及び工事関連書類は、管理技術者（工事監理）の確認・修正を終えた書類を工種及び業務着手開始の 15 日前までに市に提出することになるため、期限に間に合うように作成すること。

(5) 完工後業務

完工後業務として以下に示す内容を実施すること。

ア 完了検査

解体・撤去工事に係る完了検査は、解体・撤去等業務の完了後、解体エリアを市へ引渡しを行う前段において完了させること。

イ 実施方法

解体・撤去工事に係る完了検査は、次の規定に即して実施すること。

(ア) 事業者による完了検査

- a 事業者は、解体・撤去工事の完了後、事業者自身による完了検査を行うこと。完了検査の実施については、その実施日程を 14 日前までに市に通知すること。
- b 事業者は、市に対して、完了検査の結果を要求水準等確認報告書（チェックリ

スト及び要求水準確認資料等を含む）と共に、その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(イ) 市の完工確認等

- a 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完工確認を行うこととし、事業者は、市による完工確認に立会い、協力すること。
- b 市による完工確認については、セルフモニタリング及びモニタリングの結果に基づいて確認を行うものとする。
- c 市は完工確認の結果、要求水準及び提案内容等の未達事項について期限を定め、事業者は、市による完工確認及び是正事項対応後、市から検査結果通知を受けること。
- d 市は是正事項の対応後に検査結果通知を事業者は、市から検査結果通知を受けること。

(ウ) 完工確認後の是正等

- a 事業者は、市が行う完工確認の結果、要求水準及び提案内容等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
- b 事業者は、市による完工確認及び是正事項対応後、市から検査結果通知を受けること。

(エ) 完工図書の提出

市による完工確認にあわせて「別紙 09 提出図書一覧」に示す書類を提出すること。なお、提出図書の体裁、部数については、別途、市の指示によるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準[建築・設備]」によるものとする。

(6) 各種関係機関との調整業務

- ア 事業者は、解体・撤去等業務に必要な協議、各種申請及び手続き等を事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。
- イ 電気、水道、ガス、通信などのインフラ供給元、所轄消防署及び法令等の関係部署等との必要な協議を行うこと。
- ウ 申請及び手続等で関係機関等に提出した書類及び関係機関等より受理した許認可書等の写しを市に速やかに提出すること。なお、正副本の扱いについては市の指示による。
- エ 協議、各種申請及び手続き等に必要な費用は事業者の負担とする。

(7) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、解体・撤去に係る設計業務着手前に要求水準等確認計画書（チェックリスト含む）を市と協議の上で作成し、市に提出するとともに市の確認を受けること。
- イ 解体・撤去に係る設計業務における要求水準等確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。
- ウ 事業者は、「解体・撤去に係る工事着手前業務」の着手前に要求水準等確認計画書（チェックリスト含む）を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- エ 解体・撤去工事に係る要求水準等確認計画書については、管理技術者（設計）で作成することが適当と判断する部分については管理技術者（設計）に作成させ、管理技術者（工事監理）で作成することが適当と判断する部分については

管理技術者（工事監理）に作成させることができる。

- オ 解体・撤去工事に係る要求水準等確認計画書のチェックリストにおいては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類、施工現場での測定等）、確認時期（解体・撤去に係る設計図書の作成時期等）、確認者及びその他必要な事項を記載すること。チェックリストには、確認資料の図面番号等を示すこと。
- カ 解体・撤去に係る設計業務完了時に、「別紙 09 提出図書一覧」に定める図書と共に要求水準等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む）を市へ提出し、要求水準に適合していることの確認を受けること。なお、設計段階において確定することが困難な事項がある場合は、困難な理由を市に説明した上で「施工時、要求水準に適合するよう対応」する旨を要求水準等確認報告書に明記し、施工時に内容が確定した段階で、改めて市の確認を受けること。
- キ 解体・撤去等業務完了時に、「別紙 09 提出図書一覧」に定める図書と共に要求水準等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む。）を市へ提出し、要求水準等に適合していることの確認を受けること。

（８）その他解体・撤去等業務において必要な業務

- 事業者は、その他解体・撤去等業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第9 工事監理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の概要

工事監理業務は、設計図書に基づく建設業務、浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務、関連インフラの盛替え業務、現第2展示館の解体・撤去等業務が要求水準、事業提案書及び遵守すべき法令等に合致し、適切に実施されているかを確認する。

(2) 業務の区分

- ア 工事監理業務
- イ 工事監理状況の報告業務
- ウ 各種関係機関との調整への協力業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ その他工事監理業務において必要な業務

(3) 業務期間

工事監理業務の期間は、引渡しに間に合わせるように事業者が計画すること。

(4) 実施体制

工事監理業務を行う企業は、「建設業務」、「浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務の内、施工に係る業務」、「関連インフラの盛替え業務」、「現第2展示館の解体・撤去等業務の内、施工に係る業務」を行う企業と異なる者とする。

事業者は管理技術者（工事監理）を配置し、契約締結後14日以内に、その氏名その他必要な事項を市に通知すること。工事監理体制表には、意匠、構造、電気設備、機械設備、昇降機設備等の専門別の担当者の記載を必須とし、その他の担当者を配置する場合は、あわせて記載すること。なお、管理技術者（工事監理）は工事監理業務期間中、専門別の担当者（構造の担当者及び昇降機設備の担当者を除く）は担当業務の期間中、継続的に要求水準及び工事状況を把握できるような実施体制及び手段を講じ業務を行うこと。また、昇降機設備担当者に限り、電気設備担当者または機械設備担当者と兼ねることができるものとする。

(5) 報告事項

ア 工事監理業務計画書

- 事業者は、工事監理業務着手前に工事監理主旨書（工事監理のポイント等）及び業務方針を含む工事監理業務計画書を作成し、当該業務着手30日前までに以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。工事監理業務日程表は、各種検査日、工事監理業務報告日及び市との協議調整等を盛り込んだものとする。また、工種別工事監理業務計画書は、業務を的確に実施するために必要な確認方法、確認時期及び記録方法等について記載すること。
- 工事監理業務着手届
- 工事監理体制表
- 工事監理業務日程表
- 工種別工事監理業務計画書

- 管理技術者（工事監理）等届（経歴書添付）

イ 工事監理期間中業務に係る必要書類

事業者は、工事監理期間中に以下の書類について、市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。また、市との協議、打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、市と相互に確認した上で、打合せ記録簿として市に提出すること。

- 打合せ記録簿
- その他工事監理に必要な書類等

ウ 業務報告書・業務完了届

- 工事監理業務については、「月次業務報告書」を提出すること。なお、「月次業務報告書」は翌月 10 開庁日以内に提出すること。

月次報告書には施工図や施工計画書等の工事監理書類の確認状況及び現場の立ち合い状況及び次月の立ち合い予定、近隣住民や関係者との対応状況の記載を行うこと。

- 工事監理業務が完了したときは、市に「工事監理業務完了届」を提出すること。

（6）留意点

ア 工事監理業務に係る市との調整

市と事業者との間で工事監理業務に係る協議を目的とする「工事監理部会」を開催する。「工事監理部会」は、市と協議の上で、定期的（1 回/月以上）に定例会を開催するほか、市の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。なお、開催にあたり、会場の確保、資料作成、日程調整等をすべて事業者の負担で行うこと。

イ 工事監理業務に係る市による任意の確認

市は事業者に工事監理状況について説明若しくは書類（データを含む）の提出をいつでも求め、確認することができる。

2 業務の要求水準

（1）工事監理業務

ア 事業者は、工事監理の着手に際し、募集時の事業提案書の詳細説明及び協議を実施するとともに、工事監理業務計画書等に基づき、工事監理を行うこと。

イ 工事監理業務内容は、国土交通省告示第 8 号 別添一第 2 項第 1 号及び 2 号に定められた標準業務に加え、使用材料・機器の仕様及び施工内容・方法等が「別紙 02 遵守すべき法令等」に記載されている内容と適合していることを確認すること。

ウ 設計図書及び要求水準（要求水準と事業提案書の間で齟齬がある場合、事業提案書に記載された性能又は水準が要求水準を上回るときは、該当部分に関して事業提案書の内容を含む）どおりに本施設が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務を行うこと。

エ 管理技術者（工事監理）が自ら施工状況を実地にて確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう指導することは管理技術者（工事監理）の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務報告書の作成を行うこと。

オ 建設業務、浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務、関連インフラの盛替え業務、現第2展示館の解体・撤去等業務に係る要求水準等確認計画書及び要求水準等確認報告書について、市が要求した性能等に適合していることを確認すること。

カ 管理技術者（工事監理）は、設計図書に基づく建設業務、浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去業務、関連インフラの盛替え業務、現第2展示館の解体・撤去等業務において、市へ提示・提出する資料等について、事前に要求水準、事業提案書及び遵守すべき法令等に合致し、適切に実施されているかを確認した後、市へ提示・提出するものとする。なお、事業者から提示・提出されたものに対して市から確認を求められた場合は、速やかに市へ必要な説明を行うこと。

キ 管理技術者（工事監理）は、施工計画書及び工事関連書類の確認・修正を終え、工種及び業務着手開始の15日前までに市に提出すること。なお、市への提出期限に間に合うように各種書類の作成を監理技術者等への働き掛けること

ク 特別高圧配線及びVCTの製造・設置等の電力会社にて行う業務については、工事監理の業務外とする。

（2）工事監理状況の報告業務

事業者は、管理技術者（工事監理）に「設計図書及び要求水準（要求水準と事業提案書の間で齟齬がある場合、事業提案書に記載された性能又は水準が要求水準を上回るときは、該当部分に関して事業提案書の内容を含む）」と工事との照合及び確認の結果を記録させ、工事監理の状況について、毎月、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録（管理技術者（工事監理）が施工状況を確認している様子を撮影した写真）等を含んだ工事監理報告書を作成すると共に、定期的（毎月1回以上）に市に報告すること。また、市が必要に応じて管理技術者（工事監理）からの説明、現場の確認及び協議を求めた場合は、随時応じること。市への完了検査報告は、管理技術者（工事監理）が事業者を通じて行う。

（3）各種関係機関との調整への協力業務

「第5 建設業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 （6）各種関係機関との調整業務」、「第6 浄化槽の新設及び既存浄化槽の解体・撤去等業務に関する要求水準」、「第7 関連インフラの盛替え業務に関する要求水準」、「第8 現第2展示館の解体・撤去等業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 （6）各種関係機関との調整業務」等に係る各種関係機関との調整業務に協力すること。申請に係る会議及び申請に立ち合い、内容を把握した上で、助言を行うこと。

（4）セルフモニタリング業務

ア 事業者は、工事監理業務の実施前に要求水準等確認計画書を市と協議の上で作成し、市へ提出するとともに市の要求に適合していることの確認を受けること。

イ 工事監理業務に係る要求水準等確認計画書のチェックリストについては、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うこと。

ウ 事業者は、工事監理業務の完了前に要求水準等確認報告書と共に市へ報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

(5) その他工事監理業務において必要な業務

事業者は、その他工事監理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。